

平成15年第4回防府市議会定例会会議録(その2)

平成15年6月20日(金曜日)

議事日程

平成15年6月20日(金曜日) 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(28名)

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	5番	山本久江君
6番	藤本和久君	7番	斉藤旭君
8番	横田和雄君	9番	岡村和生君
10番	弘中正俊君	11番	安藤二郎君
12番	山田如仙君	13番	田中敏靖君
14番	藤野文彦君	15番	馬野昭彦君
16番	木村一彦君	17番	熊谷儀之君
18番	佐鹿博敏君	20番	松村学君
21番	大村崇治君	22番	広石聖君
23番	久保玄爾君	24番	今津誠一君
25番	河村龍夫君	26番	藤井正二君
27番	青木岩夫君	28番	深田慎治君
29番	平田豊民君	30番	中司実君

欠席議員(1名)

4番 行重延昭君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林南君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は行重議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。
2番、山下議員、3番、河杉議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、
一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしくお願
いします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書
きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承申し上げます。

これより、質問に入ります。最初は、6番、藤本議員。

〔6番 藤本 和久君 登壇〕

6番（藤本 和久君） 民友会の藤本です。通告に従いまして、3件、質問します。
最初に、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業について質問します。

市より、先日行われた中心市街地活性化対策調査特別委員会に防府駅てんじんぐち市街地再開発事業について、中間報告がありました。今まで公共公益床に入る具体的な施設名は決まっていませんでしたが、今回、明らかになりました。それによりますと、市立図書館の全面移転も含まれています。なぜ、図書館の全面移転かと我が耳を疑いました。図書館を全面移転する必要性を市民に訴えるのには、現在の図書館の問題点と移転後のメリットを明確にしなくてはなりません。

まず、現在の図書館の問題点ですが、現在の図書館は昭和56年に建設され、まだ22年しか経過しておらず、建て替えが必要な施設ではないと思います。防府市は第3次防府市総合計画を策定しています。活動期間は平成13年度から平成22年度までの10カ年計画であります。図書館については、第2章元気が育つづくりに生涯学習の重要な拠点としての図書館の役割を認識し、学習情報や図書館資料、視聴覚資料の充実に努めるとともに、市民の学習調査・研究の場として、より市民に親しまれ、広く活用されるよう努めますと、このように施策展開の方向づけがされていますが、建物に関する整備計画はありません。

立地場所についても、比較的閑静な場所で問題ないと思います。市広報、6月1日号で市長は図書館について「青少年科学館ソラールと図書館がそれぞれの機能を果たしながら、本市の文化・教育のさらなる発展に役立つことを念じております」と述べられています。ソラールと図書館がそれぞれの機能を果たすには、お互いの距離は重要な要件で、近いほどよいと市長は思われていると推察します。

幸いソラールと図書館は隣接し、エレベーターでつながっており、すばらしい立立場所であります。利便性ですが、JRを利用しての図書館へのアクセスは防府駅からは遠く、よいとは言えません。路線バスを利用しての図書館へのアクセスも路線数が少なく、よいとは言えません。車での図書館へのアクセスも駐車場が狭く、よいとは言えません。しかし、大多数の防府市民の足は車で、JRや路線バスを利用して、図書館に行く市民はそう多くはないと思います。また、駐車場については少し離れていますが、ソラール及び防府市役所の無料駐車場があり、少し我慢していただければ、さしたる利便性の悪さではありません。

利便性については建設当時からわかっていたはずであり、建設後の22年間で大きく変化しておりません。施設、立立場所ともに問題点は見当たりません。強いて言えば、わずかの利便性の悪さくらいで、図書館の問題点は全くないと考えます。

次に、図書館を再開発ビルに全面移転するメリットですが、市はにぎわいの創出に図書館を利用したいとの思いが強いようです。しかし、図書館の目的は、国民の教育と文化の

発展に寄与することであり、あくまでも図書館利用者を中心に、図書館を取り巻く環境を考えなければなりません。

その意味からすると、にぎわいの創出を目的とする図書館の移転は、大きく目的を外す本末転倒な手段だと言わざるを得ません。

国民の教育と文化の発展に寄与する図書館の立地場所としては、広大な面積、市民の交通手段はほとんどが車の防府市では、閑静でちょっとした森と広い無料駐車場が設けられ、窓を開け、自然の涼を取り入れ、読書ができ、天気がいい日には芝の上やベンチできれいな空気を吸いながら、読書ができるような環境が望ましいと思います。駅前の混雑と騒音の大きいところでは、立地場所としては賛同できません。

利便性については、確かにJRや路線バス利用者にとっては、便利になりますが、車でのアクセスは駅前の渋滞や有料駐車場の利用を考えれば、むしろ悪化すると判断します。

以上、図書館の問題点はなく、移転後のメリットもなく、図書館の全面移転の必要性はないと判断します。少し言い過ぎかもしれませんが、防府市は財政も豊か、施設も整備され、お金の使い道に困っているなら、それもよいでしょう。しかし、中学校給食の実施、老朽化した学校の屋内運動場、市民体育館、市民プールの改築、老朽化した公民館の空調設備の取り替え等々、やらなければならない事業が山積しています。

また、合併しなければならないような財政状況の防府市に、そんな余裕はないはずです。これは私の意見であって、当局は現在の図書館の問題点と移転後のメリットについて明確な見解をお持ちだと思いますので、聞かせてください。

次に、学校教育について2点質問します。

1点目、少人数学級について質問します。国立教育政策研究所が小学校5年生を対象に自分の学級に授業を妨げる子がいるかどうかを、「とてもうまくいっている」「うまくいっている」「余りうまくいっていない」の3段階で尋ね、約1万5,000人から回答を得て、学級規模別に学級の健康度を分析し、その結果をことし4月に公表しました。

簡単に分析結果を紹介しますと、「とてもうまくいっている」との回答は40人学級では15.6%、20人以下の学級では48.4%。一方、「余りうまくいっていない」との回答は40人学級では30.2%、20人以下の学級では13.2%となっています。

30人学級で逆転現象はありますが、健康度は学級の児童数が多いほど低く、児童数が少ないほど高い傾向にあります。

学級の児童・生徒数は、学校教育の根幹を成す重要なものだとの認識から、少人数学級を独自に実施、または計画している自治体があります。今後、さらにその方向に行くと推察します。防府市は、平成14年度からふれあう学び舎づくり推進事業で、中学校1年生

に35人学級を導入しましたが、この事業はいつまで継続するのか。35人学級を他の学年まで拡大する計画はあるのか。先がよく見えません。少人数学級についての長期計画を聞かせてください。

2点目、中学校の暖房について質問します。市内の小学校には暖房設備が整備されていますが、中学校には小野中学校を除き、整備されていません。防府市は比較的温暖な気候ですが、冬季には外気温は氷点下になり、室温も10度を切ることがあります。勉強する環境としては、十分ではありません。費用との相談になると思いますが、石油ストーブ程度なら、そんなに費用もかからないと思います。せめて室温が10度以下になれば、教室を暖房して勉強させてやりたいと思います。中学校に暖房設備を導入することはできないのか、お尋ねをしたいと思います。

最後に行政サービスの向上について質問します。

まず、行政サービスの基本的なことをお尋ねします。民間の製造業はお客様第一主義を社是とし、商品開発から販売、サービスまでお客様の満足度を高める努力をしています。これを怠ると企業は衰退し、世の中から抹殺されます。もちろん製造業に限らず、あらゆる業種も同じだと思います。

しかし、行政はどうでしょうか。リストラも倒産もありません。だからとは言いませんが、職員には行政は市民をお客様とするサービス業との認識は薄いのではないのでしょうか。申すまでもありませんが、職員の給料は市民の血税で支払われています。極論すれば、職員は市民に対し、公僕でなくてはならない存在だと思います。市民の満足度を高める行政サービスとはどのようなものなのか、当局の御所見を聞かせてください。

続いて、具体的な事例で2点質問をしたいと思います。

1点目、土曜、日曜日の開庁について質問します。防府市役所は土曜、日曜日は閉庁していますので、勤労者が用事を済ませるには家族が行くか、あるいは会社を休んでいくしかありません。わずか10数分しかかからない用事でも、1日の休暇をとらなければなりません。市民をお客様と思っているのであれば、市民の満足度を高める行政サービスの一つとして、土曜、日曜日の開庁はすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、留守家庭児童学級について質問します。男女共同参画社会の定着、少子化等によって、働く女性がふえており、女性が社会進出しやすい環境の整備は時代の要請であります。その一つの施策として、留守家庭児童学級が開設されていますが、現行制度では保育時間は17時まで。夏休み、春休み、冬休みは半日、年末年始は保育なし。また、上級生に兄弟、姉妹がいる場合、校区内に保護者の親がいる場合は、保育を受けられないことがあり、十分な制度とは言えません。限られた予算の中での運営でしょうが、制度の改善

を願う市民の声は大きいものがあります。留守家庭児童学級の改善について、どのようにお考えでしょうか。

以上で、壇上から質問を終わります。

議長（中司 実君） 6番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは市街地再開発事業についての御質問にお答えいたしません。

議員御承知のとおり、昨年8月19日の中心市街地活性化対策調査特別委員会で、市街地再開発整備構想を提示し、この中で具体的な導入機能をお示しして以来、議会では勉強会を開催していただき、また住民のニーズを把握するための市民アンケート調査も実施してまいりました。

11月には地域振興整備公団からの出資について議会への説明を行ってまいりました。

平成14年12月定例会市議会の一般質問においては、複数の議員から「図書館を核施設として入れては」という強い要望が寄せられました。こうした流れの中で、さらに広く市民の方の御意見を聞くために防府駅てんじんぐち市街地再開発事業公共公益施設検討懇話会を設置し、都合7回の協議をいただき、5月13日に提言が提出されたところでございます。

提言はまちのにぎわいと文化の向上をコンセプトとして、市民活動支援機能を中心に構成したA案、図書館を中心に構成したB案、アスパラートとの一体的利用とし、あわせて現図書館を全館移設し、市民活動支援機能を含む市民活動のセンターとして構成したC案の3案について比較検討の上、条件つきでC案に基づくことが適当であるというものでした。

市としましては、懇話会の提言を重く受けとめ、慎重に検討した結果、先日の中心市街地活性化対策調査特別委員会で御報告いたしましたとおり、公共公益施設については、C案に基づき整備してまいりの方針に至りました。

すなわち市民活動センターの核施設として現図書館を全館移設するわけでございますが、今日の図書館像は読書好きの人のためだけではなく、子育て、料理、園芸などの暮らしの知恵、仕事のための情報収集など、日常生活をサポートする施設へと変化しております。また、情報収集も本のみではなく、ITを活用した方法等、機能面においても、新しいメディアの活用が求められております。

現図書館においても、この変化に対応するために限られた条件の中で創意工夫をしておりますが、最近では図書館を利便性の高い中心市街地に、街なか図書館として整備し、利

用者が増加した事例も数多くあることから、交通の便のよい再開発ビルに新しい図書館として全館移設し、市民のさまざまな要望にこたえるとともに、市民活動センターの核施設として整備するものでございます。

そして、さらに隣接するアスパラートとの相乗効果を図ることにより、この地区が中心市街地に回遊性と滞在性を取り戻し、新たなまちのにぎわいと文化の向上を創出するゾーンとなると考えております。

このように公共公益施設が商業施設を側面的に支援することにより、恒常的な集客力が生まれ、この再開発ビルが中心市街地の活性化の拠点として駅南地域から駅北地域の既存商店街、さらに天満宮へという人の流れをつくり出すポンプ機能を果たすものと期待しております。

議員の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。他の御質問につきましては、教育長及び担当部長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 私は2つの質問をしました。一つは現在の図書館の問題点、それから次に移転後のメリット。現在の図書館の問題点としては余り述べられていませんでしたので、問題点はないというふうに理解をしたいと思います。

移転後のメリットですけれども、まず検討機関からお伺いしたいと思います。図書館の建設というのは、専門家、そして市民、それから行政、これが一体となって検討に検討を重ねて、事業計画を立てる一大事業だというふうに思います。

他市の例を紹介したいと思いますけれども、愛知県日進市、名古屋市の東に位置しております。面積が35平方キロ、人口が約7万1,000人です。建設計画に向けての歩みですが、平成7年に耐震診断で危険と診断されております。建築後39年経過をしております。翌年の平成8年に議会で市長が新図書館建設を発表しました。以降、市民による学習会、それから基本設計策定委員会等々がいろんな形で検討をされて、平成14年実施計画、そして造成、平成15年度、今年度ですね、建設に入っております、平成16年度オープンの予定です。

日進市は図書館の建設を発表して実施設計まで実に6年間、検討を重ねているわけです。長ければいいとは思いませんけれども、防府市はどうでしょうか。余りにも性急過ぎるというふうに思います。きょうは平成15年6月20日です。事業計画では平成16年10月に着工予定です。設計期間ゼロでも検討期間は15カ月しかないわけです。こんな短期間に半世紀先を見越した図書館が本当にできるのか、非常に不安です。この期間でできるという明解な回答をいただきたいと思っております。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） お答えします。市街地再開発事業につきましては、一昨年の1月から市内のプロジェクトチームを立ち上げまして、鋭意検討をしております。その中で図書館の機能も必要だといったことも市内では議論されたわけでございます。いろいろ調整する中で、昨年8月には市街地再開発ビルの中に図書コーナーといったところで、いわゆる図書機能は要るよといったもので構想を発表させていただいたわけでございます。

したがって、それまで1年と半年かけて、図書館のいわゆる住民の機能として必要性等については市内で十分議論をさせていただきました。また、今回その構想を、図書コーナーからいわゆる図書館といったものに修正をさせていただきましたけれども、そもそも防府市の図書館は県内でも利用等につきましては、かなりすぐれているというふうに評価をいただいていると思います。したがって、図書館の中身については、私どもは優秀な司書がおりまして、かなりの住民ニーズを踏まえた上での検討ができるものというふうに思っております。

期間は短くはございますけれども、中身のある図書館について、これからも検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 時間がないので次にいきますけれども、次に規模ですけれども、移転後の図書館の床面積、それから保管可能な蔵書数、開架室の面積、学習室の面積を聞かせていただきたいと思います。床面積については、共用部分があるようですけれども、共用部分については共用する部門の間で比例したものでトータルとして5,000に入るような数字で、図書館に幾ら入るのか、これを教えていただきたいと思います。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 先日の中心市街地の特別委員会で資料等御提示申し上げましたが、ちょっと資料を出させていただきます。

現在の図書館の総面積は約3,000平方メートル弱でございます。その中の内訳を分析してみますと、開架室、参考室、書庫等いわゆる図書館の根幹にかかる部分が約1,450平米でございます。残りの1,500平米が会議室、あるいは車庫、機械室等の附属施設となっております。

移転後でございますけれども、具体的な面積、配置の詳細は基本設計の段階で検討してまいりますけれども、根幹部分に当たります、先ほど申し上げました開架室、あるいは参考室、書庫等の面積につきましては、市取得床で整備するものを充てまし

て、約1,500平方メートル、あるいは地域整備公団の出資会社であります防府地域振興株式会社から賃借しまして、いわゆるこれは商業基盤施設として設置しますけれども、その子ども図書コーナー、あるいはAVコーナー等400平方メートル等加えまして、いわゆる根幹部分については、2,000平方メートル弱を目標にしていきたいというふうに思っております。また、共用部分というふうに表現いたしておりますけれども、会議室、研修室等々につきましては、懇話会の提言にもありますように、市民活動支援等の機能との共同利用となりますけれども、これらを1,500平米程度に、それにいわゆる支援施設として、子育ての支援機能を加えたもので全体として図書館と呼べるものは3,700平米程度を目標にしたいというふうに考えております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 計画では、5団体が入るようになっておりますけれども、図書館で3,700ということは、あとの4団体は1,300しかないということで正しいかどうか、その確認をしたいと思っております。

それから、蔵書数について回答がありませんので、教えてください。

それから、開架室の面積がまだ決まっていないというのは、先ほど言われたのとえらい違うんですが、昨年1月にプロジェクトチームを立ち上げて検討しておると言った割には進んでいないように思うんですけれども、現在わからないんですか。学習室はないんですか、あるんですか。それを教えてください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 機能として、さきの特別委員会で御提示申し上げましたように、一般の開架室、それから書庫、事務室、子ども図書コーナー、AV、インターネットコーナー、参考室、交流広場、あるいは多目的ホール、ふれあい広場、マルチメディア学習室、IT講習室、研修室、そして子育てのプレールーム、託児室、ベビールーム等々を図書館の機能として考えております。

このうち、市の専有面積となりますのが 図書館の本来機能ですね、1,550平米、あるいは出資会社が800平米、合わせて図書館と呼べるところが2,350平米。要するに専用でございますね。それから、いわゆる男女参画支援センターとか、学習支援、あるいは子育て支援と共用するところ等々は図書館の機能として利用もしていきたいというふうに思っております。

したがいまして、先ほど図書館云々でございますが、図書館として分類するところは、2,350を考えておりまして、いわゆる共用部分1,550とか、そういったものを踏まえて、合わせて5,000平米を考えております。

蔵書数につきましては、まだ今の蔵書数は上回るものをお願いしていますが、具体的な協議まではしていません。

それから、開架室の面積でございますけれども、いわゆる図書コーナーから、今、図書館へという方向転換を切ったところでございます。ですから、図書コーナーの開架から図書館に切り替えましたので、現在の開架図書等々については、その機能を大きくしていきたいというふうに考えておりますが、具体的な面積については、これから基本設計の中で検討してまいりたいと思っております。（「学習室はあるんですか」と呼ぶ者あり）学習室というものではなくて、研修室とか、そういったもので考えています。共用ということで考えております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） どうも規模がよく見えないんですけれども、先ほど紹介しました日進市の図書館の規模は、延べ床面積が6,567平米。ざっと倍ですよ。それから、蔵書数は48万冊。やっぱり半世紀先を見越したら、このぐらいの規模はないと、図書館としては成り立たないんじゃないですかというふうに思いますね。

それから、防府図書館フレンズの会が平成13年1月に議長あてに提言書を出しています。これによりますと、床面積は3,500から4,000平米。開架室面積は2,400平米、開架室が2,400ですよ。これを提言しておるわけですよ。この数字に比べても、ほど遠い規模であります。

2点、質問したいと思いますけれども、本当に図書館フレンズの会はこの規模に納得しておるのかどうか。それから2点目ですけれども、学習室、これ、今の図書館にあるんですが、それは子ども、特に高校生がよく利用しています。休みのときは9時開館前に行かないと、なかなか席がとれないというぐらい人気があるところです。これが、今、聞くと共用部分でどうなるかわかりませんが、勉学の場が奪われるような気がしてならないわけですが、そういう懸念はあるかないか、その2点をお願いします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） お答えします。フレンズの会と総務部とは直接のやりとりはございません。ですから、図書館の活動していらっしゃいますので、そのあたりについては、図書の担当者にきちんと確認をしていきたいというふうに思っております。

それから、この施設機能を決めるところにつきましては、学習室が必要なのか否かについては、やはり機能が要するのか要らないのかも含めて、そのあたりは図書館の担当ときちんと協議をして進めていきたいというふうに思っております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 次に立地場所ですが、1階、2階の商業スペースに入る業種と
いうか、職種、これ、例えば飲食店、それから遊技場、風俗店かどうかわかりませんけれ
ども、風俗店。それからサラ金業者等が入る可能性はないとは言えないと思います。図書
館でなければ、私、別に異議を唱える気はありませんが、図書館がある以上、その図書
館とのコンセプト、これは非常にまずいんじゃないかというふうに思いますけれども、こ
れについての御見解を聞かせてください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） コンセプトにつきましても特別委員会等で申し上げており
ますように、一、二階は商業でございます。ですから、一、二階は街なか商いどころ、あ
るいはそれに呼応して、その商業を支援するために、公共施設が何がいいかという視点で
つくっております。これは商業については準備組合におかれまして、その街なか商いどこ
ろのコンセプトに沿って、出店、あるいは商業の経営計画を立てていらっしゃると思いま
すけれども、それといわゆる商業支援する公共施設とは整合しているのではないかと、その
ように思っております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 飲食店、それから遊技場、風俗店があっても、図書館とのコン
セプトはあるということですか。もう一度、はっきり言ってください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 具体的な施設計画につきましては、商業の方でやっていら
っしゃいますけれども、いわゆるパチンコ屋とか遊技場とかが入るということは、私はお
伺いしておりません。遊技場が入るとか、そういったことは伺いしておりませんで、こ
の辺は都市整備部の方がいいかなと思うんですが、いわゆる生活に密着した商店を形成す
るよという方向性やにお伺いしております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 防府駅北のにぎわいのなさには、私も一市民としてさみしく思
います。再開発してにぎわいを取り戻そうということに対しては、全く異論はありません。
核となるテナントがない再開発、公共公益施設が一つの目玉になるということも理解できま
す。

しかし、ここに入る施設というのは厳選されなければならないと思います。防府
市は30数億円の大金を投資しておるわけですから。公益床5,000平米に入る資格の
ある施設は防府市に施設がなくて、かつ市民が必要としている公共施設、それから老朽化
で建て替えが必要な公共施設、それから公益性の高い事業で、官民を問わない公共公益施

設だというふうに思います。

先ほどからの質疑で、私にとっては満足いく回答は得られませんでしたので、図書館に入る資格はないと私は判断をします。当局の再考を強く要望して、この件についての質問を終わります。

議長（中司 実君） それでは、2の学校教育についてお願いします。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 議員お尋ねの少人数学級の導入計画についてお答えします。

学級編制については、原則として、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、山口県教育委員会が設けております公立小学校及び中学校の学級編制並びに教職員配置基準により行われます。

平成15年度の学級編制基準によりますと、「同学年の児童・生徒で編制する学級は40人以下とする。ただし、中学校第1学年については35人以下とする」と定められており、この基準に基づき、教職員の配置が行われております。

この基準は毎年見直しが行なわれますが、中学校1年生の35人学級については、今後とも継続の予定であると聞いておりますが、他の学年まで拡大するという計画については聞いておりません。

なお、学級編制の特例に基づき、学校運営上必要がある場合、市教育委員会が学校長と協議の上、県教育委員会の承認を得て、教職員配置基準により配分を受けた当該学校の教職員数の範囲内において、学級の編制を変更することができます。本市には本来の基準によれば、同一学年2学級のところを3学級に編制し、少人数による学級を編制する学校が1校あります。しかし、少人数学級の編制が県から承認されましても、教職員数がふえるわけではありませので、校内体制等を工夫していくことが重要であり、解決すべき課題も多いと考えられます。

議員御指摘のとおり、少人数による指導では児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるとか、教師が個々に支援する時間が増大し、学習意欲が増大した等、効果が上がっていると聞いております。

現在、本市では少人数による指導のための加配の制度が認められており、本年度の場合、小学校13校に26名。中学校7校に13名の教員が基準以上に配置されております。さらに基礎学力の定着を図る補助教員を小学校に9名、中学校に2名、そして、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒を指導する補助教員を小学校に14名、合計25名配置するなど、生活習慣、あるいは学習習慣の確実な定着を図っております。

お尋ねの少人数学級を他の学年にまで拡大する計画については、これに必要な国や県の

措置が図られておりませんことから、市独自で実施することは困難ですが、一人ひとりに応じたきめ細かな指導体制のなお一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、中学校への暖房設備の導入についてですが、議員御案内のとおり、小学校の普通教室には暖房設備を整備しておりますが、中学校では小野中学校及び他の中学校の保健室と管理室を除き、普通教室には整備していないのが現状でございます。

国が示している中学校施設整備指針で、保健室は地域の実態等に応じ、暖房施設の設置を計画することが重要であると記載されています。本市の冬季、これは12月から3月までですが、この冬季の平均気温を見ますと、外気温が7.0度と比較的温暖的な気候であり、鉄筋構造の各教室は気密性が高く、また南向きに建築されて日当たりもよく、生徒たちは今までも特別な支障はなく、学習をしていると考えております。

したがいまして、議員御質問の中学校普通教室への暖房設備の設置は現状では考えておりませんが、市といたしましては、今後とも子どもたちが1日の多くを過ごす学校を楽しく学び、ゆとりと潤いを感じることのできる教育環境づくりや、多様化していく教育方法に適切に対応できる施設整備の方に努力してまいり所存でございますので、御理解をお願いいたします。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） まず少人数学級の方から再質問させていただきたいと思います。多人数学級への対応として、平成14年度から楽しい学び舎づくり推進事業で、小学校1年生の36人以上の学級に補助教員を配置しています。さらに、専決処分にて執行されていますが、楽しい学び舎づくりステップアップ事業で、対象を小学校2年生まで拡大しました。

この事業も少人数学級もねらいは同じだと思います。教育の根幹をなすこれらの事業が当初予算に計上されずに、専決処分にて執行されたことに驚いています。

学校教育は計画的に実施されるものだと思っております。楽しい学び舎づくり推進事業並びに楽しい学び舎づくりステップアップ事業の今後の事業計画と、今後それをさらに他の学年まで拡大する計画があるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 先ほど壇上の方から御回答申し上げましたが、楽しい学び舎づくり推進事業は10分の10の県の事業でございます。これは継続されると思っております。

それから、楽しい学び舎づくりステップアップ事業につきましては2分の1が市の補助でございますので、これは市の関係機関との相談の上でお願いしていかなくやらないと思います。ただ、基本的には現在学校訪問をさせていただいてますが、非常に効果が上が

っております、先ほど2件の方の成果を申し上げましたが、今までにない学校の落ち着きは、こういった制度のおかげだと思っておりますので、引き続きこの事業を市当局の方にまたお願いしてまいりたいと思っております。

他の学年については、これは財政の問題がございますので、よほど問題がなければしばらくは様子を見させていただきたいと思っております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） ありがとうございます。

次に、中学校の暖房ですけれども、先日、山口市の市教委に電話をして、暖房についてどうなっているのか確認したんですが、山口市は中学校全校あるようです。もちろん、海岸沿いにある二島という中学校もあります。二島と防府市、何ら変わりはないと思うんですけれども。現在、平成17年3月までに2市4町の合併による県央中核都市づくりが推進されていますけれども、仮に実現したとしたとき、現状のままでは合併後の新市の中に、中学校暖房がある学校とない学校が混在することになります。

地方自治法第10条2項に、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」、こう定めています。この状態は明らかに法律違反になると私は思うんですけれども、旧防府市民は中学校暖房を受ける権利はありません。しかし、中学校暖房にかかる経費は負担することになるわけですね。権利はなく、義務だけが発生する。旧防府市民にとっては非常に納得しがたいことになるとと思いますが、そこらはどういう見解をお持ちでしょうか。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、議員御指摘のとおりでございます、山口市は現在全学校に暖房設備の設置状況がございます。旧14市に目を向けますと、6つの市、すなわち山口市、徳山市、下松市、萩市、長門市、美祢市と、これだけの市が暖房の設備をつけてございます。

あとの8市は未設置でございますが、その中に防府市がございます。また、町に目を向けますと、徳地町は設置がありますけれども、小郡町、秋穂町、阿知須町には設置がありません。したがって、それぞれの寒冷地、あるいはそれぞれの地域の実態によって、設置あるいは未設置の判断がされていると思っておりますけれども、私が思うには、やはり合併の後の話し合いの共通の土俵の中で関係者の方々の話が進まない限りは、現状のままで行かざるを得ないんじゃないかと思っております。

なお、個人的には、本市の温暖な気候を考えますと、子どもたちにむしろ寒い中で体を鍛えていくという方が私は大事なんじゃないかなと思っておりますが、実際に学校の経営に携わ

った感によりまして、そんなに寒いという状態を感じませんでした。

また、冬季にはインフルエンザの蔓延のときもやはり10分間の休憩時間等に窓を開けていく方が蔓延がないということもありますので、私自身は暖房の設備をつけるよりは、むしろ体を鍛えていくという方向での教育が重要じゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 小学生だろうが中学生だろうが、寒さは、私、同じだと思うんですね。ぜひ総合的に考えて決めていただきたいということで、次の質問に移ります。

議長（中司 実君） 2を終えて、3の行政サービス向上についてをお願いいたします。総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 続いて、行政サービスの向上についてお答えしますが、1の行政サービスの基本的な考え方と2の市役所の土曜日、日曜日の開庁については、総務部からお答えをいたします。

市民の満足度を高める行政サービスとはどのようなものかとの御質問にお答えいたします。行政サービスには道路整備などの投資的サービス、老人医療費の給付などの金銭的サービス、そして公営住宅の入居や住民票の写しの交付などの営業的サービス等、市政全般にわたる公務サービスがございます。

それぞれのサービスにおきまして、本市では公平・公正の原則にのっとり、民間的感性をも取り入れながら、市民の立場に立った親切で真心のこもった行政の実現に向け、職員一人ひとりに行政サービス向上に対する意識の徹底を図りつつ、迅速、丁寧なサービスに努めているところでございます。

特に、市民の皆様と直接対応する窓口担当の職員にあっては、接遇研修を通じ、資質の向上を図るとともに、昼休みには輪番制で窓口を開けるなど、市政に対するニーズを的確に把握しながら、満足度を高めるよう最大限の努力を払っておるところでございます。

次に、土曜日、日曜日の開庁についてでございますが、本市におきましては、平成5年6月から平成9年7月までの4年間、市民課において、毎週金曜日に1時間の時間延長を実施したことがございますが、1日平均の来庁者が2名程度であり、人件費の経費を考慮した上で取りやめた経緯もございます。また、旧徳山市が昭和44年4月から昭和63年7月まで、日曜市役所として日曜日の午前中に市民課の窓口を開庁されていましたが、利用客が少ないことから開庁をやめられたと聞いております。

土曜、日曜日、夜間の開庁につきましては、行政改革の検討項目でもありましたので、昨年行政改革推進会議において鋭意検討いたしましたが、多くの来庁者が見込まれない現

状の中、費用対効果の観点から導入するまでには至りませんでした。しかしながら、山口市ではことし3月下旬から4月上旬の3週間にわたり、平日の時間延長と日曜日の午前中開庁を市民課等において行い、相当数の来庁者があったと聞いておりますので、県央部の合併調整の中でも、こうしたことを考慮し、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それでは、健康福祉部の方からは、行政サービスの向上について3点目の留守家庭児童学級の更なる改善についてお答えいたします。

留守家庭児童学級は昭和44年から共働き家庭のかぎっ子対策として市内2カ所の施設でスタートし、その後女性の社会進出が進んだことなどから、年ごとに利用児童数が増加したため、留守家庭児童学級未設置校の解消を優先課題として施設整備を進めた結果、現在15カ所の学級で約570名の児童をお預かりするまでになっております。

議員御質問のうち、17時以降の保育時間延長につきましては、自宅までが遠い児童、冬場の日没時刻、保護者の帰宅時間など総合的に勘案する必要があり、今後利用者の実情把握等に努めながら、検討させていただきたいと存じます。

次に、夏休み、冬休み、春休み等の1日保育につきましては、最近、これに対する要望が高まっておりますので、実現に向け努力し、保育サービスの充実を図ってまいりたいと存じます。

最後に、留守家庭児童学級に入ることを希望しながら、定員の関係で入られない児童、いわゆる待機児童が生じていることについてでございますが、このような学校は児童数が多く、余裕教室もないことから、市といたしましては、近隣の適切な施設での実施も検討、協議をしてみましたが、開設するに至っておりません。今後も引き続き、あらゆる角度から開設に向け努力し、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 時間の配分がまずくて質問ができませんが、要望にかえていきたいと思います。

行政サービスの質を評価しなくてはならないというふうに思うんですけども、これはいろんなやり方があるんですが、私、インターネットでいろいろ調べたんですけども、東京都杉並区と野村研究所が共同開発した行政CS評価システム、こういうすばらしいものができております。これがいいとは言いませんけれども、防府市もぜひ行政サービスとはいかにあるべきか、そしてそれをどう評価するかを研究していただきたいというふうに

思います。

それから、土日開庁ですけれども、御答弁では来庁者がどうかなというのがどうも本筋にあるようですけれども、私はそれはどうでもいいことだと思うんですよ、来庁者があるかないかは。要は、お客様が喜ぶかどうかなんですね。土日開いたって、それは爆発的に来るとは思いません。要は市民は用事があって、市役所に仕方なしに行くわけです、大体が。トータルの事務量は一緒ですから、土日開いたってふえるとは思いません。しかし、お客の心をつかもうと思ったら、土曜日、日曜日は開けたら、お客の心は、多分市民は喜ぶだろうというふうに思います。

それから、留守家庭児童学級ですけれども、保育の待機児童がまだ解消されておられません。これについては、教育長事務局と、それから市長部局との間に何か壁があるように思います。もし私が、教育長じゃないですけれども、教育長になったとしたら、留守家庭児童学級のためにわざわざ施設をつくって、そこへ入れるようなことはしなくて、学校に空き教室があるかどうかをまず調べる。なかったら、授業が終われば、すべて空き教室ですから、その空き教室を留守家庭児童学級に充てるだろうと。その建設費が浮いた分は、ほかの教育に回しゃいいじゃないですかというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、6番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、11番、安藤議員。

〔11番 安藤 二郎君 登壇〕

11番（安藤 二郎君） おはようございます。政友会の安藤でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に「ふるさとを愛すること」ということですが、そのプロローグとして一つだけちょっと御紹介をさせていただきます。

我が町のおらが大将を誇りに思うこと、これが「ふるさとを愛すること」の第1番目です。さて、先日第3回目の法定合併協議会が徳地で開催をされました。その際、事務局サイドの提示された原案に対して、2人の委員から疑問が投げかけられました。そのときに、他の案件と同様に事務局サイドは整々と流そうとしましたが、そこで我が防府市長、敢然と挙手をされまして、「再考の余地あり」とされ、その委員の応援をされました。協議の結果2件とも引き継ぎ論議ということになりました。

60名近いこういった種類の会議におきましては、唯々諾々と事務局に従うのが通例ですけれども、我が市長、納得のいく論議をしなくてはならんという信念のもと、堂々と筋

を通されました。市民の最大の関心事であります合併という重要な会、こうした信念こそが当協議会では失ってはならない点であると確信いたしております。これからもぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それでは、質問の本旨に入ります。第1点、汚泥の処理についてということですが、最近あらゆる世界でコストダウンが言われるようになりましたけれども、一般住民にとりましては全くうれしいことでもありますけれども、コストダウンによって地域を投げ出したり、市を放棄したり、まして国を売ってしまう、こんなことがあっては本末転倒となってしまいます。ここで、とても小さいことですが、コストダウンがいかに地域に、そして市に影響を及ぼしてしまうかということについて、市当局の考え方についてお尋ねをしたいと思えます。

毎年のことですが、5月になりますと、各自治会では溝掃除に精を出します。私も例年どおり、その作業に参加してまいりました。最近では公共下水道は完備されて、溝掃除もかなり楽になったとは言いながら、泥と草を分けなきゃいけないとか、缶は洗浄しなきゃいけないというふうなことでなかなか大変な作業です。しかし、こうした皆さんと一緒に汗を流すということが、いかにコミュニティーにとって大事であるかということをご認識できるわけです。

さて、このようにして皆さんできれいにした泥は、後日業者が始末をしにやってまいります。天候の状況等を勘案しながら、適宜適切に処理をしなければなりません。ところが、3年前も同様の指摘がありましたけれども、今回もまた同じような指摘がありました。「あちこちで残っているよ」と、自治会からあります。業者は指示どおりやりましたと言います。常に起こり得る不備と言えますけれども、業者が悪い、あるいは地域の人たちが悪い、また発注元の市が悪いというふうな犯人探しをやるわけではありません。最大の課題点はシステムの問題です。

せっかく自治会長さん、あるいは地区社協の人たちが一生懸命になって、地域のコミュニティーをつくり上げようとしている中で、どうしてこんなことをやるんでしょうか。もし、その業者がその地域に立地している業者であるならば、その自治会長さんが日ごろどんなことに頭を痛めていて、どのように対応すればいいか、即座にわかるはずでございます。

この問題は単に泥を片づける単純な問題ではなくて、地域にとって最も難しい地域コミュニティーの問題です。市内全域を1社でやると現在の方法が一体どれほど得をしているんでしょうか。コストダウンの欠陥第1号。ぜひ、市内1社としたことの考え方、並びにその効果について、また地域に立地する業者にお願いすることはできないのか、その辺に

ついて明確なお答えをお願いいたします。

第2点は、少し今度は地域から市に広げまして、先日ある契約案件の情報が入りました。「どうしてこんなことを市外の業者がやらなくちゃならないんですか」という問い合わせでございました。

調べてみた結果、何と10万円足らずの契約物件です。市の担当者は「入札の結果、市外の業者が落札しました」と言いました。10万円足らずの物件ですから、わざわざ市外業者がガソリンを使ってやってくるんです。それでも安い方がいいんでしょうか。10万円足らずと言えば、せいぜい1,000円か2,000円ぐらいで防府の業者には落ちなかったかもしれません。一体そこから防府市は何を得たのでしょうか。小さなことですが、これがすべてです。このような処理をされている市の担当者には、とても自分のまちを愛することについての意識を持っておられるとは思われません。コストダウンによる欠陥第2号でまちを滅ぼすことになります。このような処理をされていることの基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

それでは、大きい第2項目、防府てんじんぐち市街地再開発事業について、3点ほど質問をさせていただきます。

第1点、最初に全般計画についてですけれども、まず第1に事業認可についてお尋ねをいたします。事業認可と言われておりますけれども、これはいつ、だれが、どこに、どんな内容のものを認可申請されるのか、明確にお答えを願いたいと思います。

第2点、本年9月には基本計画ができるというふうになっておりますけれども、この基本計画はだれが作り、どのような審査を経て、だれが承認をされるのでしょうか。また、再開発ビルというのはすべての要素を含んでおりますが、これの建設工事はだれと契約されるのでしょうか。

第3点、先ごろ、当事業の管理運営会社として、防府地域振興株式会社が設立されました。そのほか、商業者を中心とした商業開発会社も設立されるようですけれども、そのほかにもまた会社が設立されるというふうに聞いておりますが、そうであれば、その3つのそれぞれの会社の業務内容並びに採算計画について明確に御説明をお願いいたします。

次に、公共公益施設についてお尋ねをいたします。

第1点、ここで公共施設ではなくて、公共公益施設とつけられた理由は、公益がついている理由は何でしょうか。明確にお答えをお願いいたします。

次に、公共公益施設懇話会についてお尋ねをいたします。防府市において、この懇話会とは一体政策決定システムの中でどのように位置づけをされるのでしょうか。戦後日本の民主主義はある程度発展を見ておりますけれども、経済的発展に比べれば、まだまだ未発

達な部分があるように思えてなりません。ここで長々と政治論を展開することはできませんけれども、少しだけ述べてみますと、この懇話会がそのいい例ではないかと言えるからです。

議会で代表される間接民主制に対して、その対極に直接民主制というのがあります。そして、直接民主制の最終的な一つ的手段として、住民投票があります。広島市では既に事案ごとの住民投票条例ではなくて、常設型の住民投票条例をやろうということで提案しております。

しかし、民意をただすという、この大儀によってとられるこの住民投票システムも必ずしも万全ではなく、多くの矛盾点を抱えております。多くの民意を反映するための大前提として、かけられる問題の徹底した情報公開、さらには徹底した議論の場を要すると思われれます。その上、最近では複雑かつ専門技術化した自治行政のテクノクラシーを理解しなくてはなりません。それには相当な困難を要すると思われれます。

ところが、住民投票の場にこのような場があるでしょうか。分厚い調書を読むことができますか。このような状況に入り込んでくるのは何か。そこには過激な扇動家、あるいはマスコミの情報操作ということが入り込んできます。特別な情報操作の結果、全体主義に陥る危険性をはらんでおるわけです。それがまさに直接民主制の究極、行き着くところは古くはヒトラーであり、最近ではサダム・フセインであり、金正日です。その欠陥是正のために市民を代表する人たちの意見によって政策決定をしていくのが、議員を選出している間接民主制です。

今回の懇話会は、それでは作為的に選出された人たちの集まりです。代表者です。市民の代表者である以上は、これは間接民主制ではありませんか。にもかかわらず、今回は議会ではなくて、懇話会の方を優先したと。であるとすると、議会無視 この辺は議会無視と言わないで、専門的には議会迂回と言うそうですけれども、議会迂回となっていませんか。ですから、懇話会は開くのであれば、その前になぜ議会に諮問がないのでしょうか。田中長野県知事は、もはや議会は形骸化し、その機能を発揮し得ないとして、住民投票の必然性を説いております。当防府市も今回の懇話会が、議会は機能していないから困るんだということで開かれたのであるとするならば、議会をもっとしっかりしなきゃならんというふうなことになるんですが、市の担当者はいかがお考えでありましょうか。お尋ねをいたします。

そして、最後に公共公益施設は一体いつ、だれが承認されるのでしょうか。その承認過程をお願いいたします。

次に、図書館の環境についてですけれども、これは先ほど藤本議員が詳しいことは触れ

られたので、環境だけについて申しますが、御存じのとおり、中国では孟母三遷というのがあります。日本では、門前の小僧習わぬ経を読むと言います。人間にとって、環境がいかに大事であるかということを示しております。人間幾つになっても青白い青年が追い求めているように、人間いかに生きべきやという永遠の命題に向かっております。しかし、一方で時に財布のひもを思い切り解いて、酒を飲み、友と語り、哲学の呪縛から解き放たれる、そういった両面を抱えて生きております。

では、図書館がそのどちらに対応すべきなのか。論ずるまでもないことでございます。エアコンに頼りきった中で、人間いかに生きべきやはないんじゃないでしょうか。窓を開け放ち、深い木立に香りをかぎ、小鳥のさえずり、小川のせせらぎの中に自然の美しさを感じて生きる源泉を見出すのではないのでしょうか。豊かで清らかな佐波川とともに、自然の美しさを抱えている防府市にとって、雑踏の中の図書館はないはずでございます。

この悲しい現実に、多くを語ることもできません。何とやり切れなく、切なく不愉快な出来事ではないでしょうか。図書館の必然性は全くないと思います。どうお考えか、お尋ねをいたします。

次に、幹線道路の計画ですけれども、都市計画決定されました幹線のうち、南北を走る主要な道路についての計画があります。実はこの幹線道路の計画ができ上がったのはいつか、日付を見ますと、昭和33年1月24日でございます。それ以降ほとんどの見直しは、一部されておりますが、されておられません。

それでは、一体昭和33年とはどんな年であったか。新聞を見るために図書館に参り、コピーをしようと思いましたが、コピーがとれる状態じゃありませんでした。キャリアに乗ってきたのを見ましたらまさにそうで、触るだけでボロボロになりそうな状態で、ただ一つだけ朝日新聞がありました。

国家予算が1兆3,000億円ですから、今、80兆円ですから、約80分の1。こう

いう時代にできた道路計画です。ということを確認していただきたい。

コンクリートの建造物の耐用年数は60年です。ですから、今、33年といいますと、もう45年たっております。あと15年もすれば、コンクリートの建造物はそこで規制されておりましたけれども、規制する必要がなくなってしまう。そういう時代の計画でございます。という話をしておりましたら、都市計画課長から見事なことを言われました。

「議員さん、都市計画、道路計画などというものは、国家100年の計に従わないといいまちはできませんよ」と諭されまして、そうかということで頭を下げて帰ってまいりましたけれども、国家100年の計に比べれば、私の言っていることはまだまだ幼稚だというふうなことですけれども、あと100年、そのときの、たまたま当時の市長は長嶋紀一さん、議長は中村晟というふうな方たちで、すばらしいなと思っておりますけれども、まず質問の第1点として、こういう時代の計画ですから、ぜひ一度見直しを図られたらどうでしょうかということが第1点。

それから、第2点は佐波新田線の道路拡幅の可能性についてでございますけれども、多くの皆さん、御存じのとおり、この道路は朝夕非常に混雑、渋滞を極めております。現在の計画では4車線化は市役所の前までというふうになっておりますけれども、この混雑、渋滞はこのような中途半端な計画では解消できるものではありません。せめて新田交差点あたりまで4車線化を延長するように要望したいと思いますが、いかがお考えか、よろしく御返答をお願いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 11番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 法定合併協議会における私の姿勢につきまして、エールを送っていただきましたが、これからもいい面、悪い面、いろいろ含めて、御指導、お引き回しをいただきますよう、冒頭お願い申し上げます。

私からは防府駅てんじんぐち市街地再開発事業についての御質問にお答えをいたしますが、詳細に御質問内容を把握していなかった点もあるようでございまして、的を射た答弁になるかどうか、また再質問もちょうだいできればと思っております。

まず、事業認可申請についての御質問でございますが、事業計画の認可は準備組合が組合設立認可申請を行うときに、事業計画書を添えて、市を経由し、県知事あてに申請されることとなります。その後県知事から所定の法手続を経て、組合設立認可及び事業計画の認可がされることとなります。

次に、基本設計についての御質問でございますが、市街地再開発事業の場合、基本設計

については、事業計画に係る設計の概要に関する図書として作成する必要があります。基本設計の概要でございますが、これも的を射た答弁かどうかわかりませんが、施設建築物としては柱、外壁、あるいは廊下、階段、昇降機の位置、各階の天井の高さ等、また施設建築敷地としては給水施設、配水施設、電気施設等の位置、広場、駐車施設、その他の共同施設等の位置を示した図面等を作成することになります。今後準備組合が商業、公共、住宅、駐車場の各部門と協議を行い、施設全体の調整が整えば、権利者の同意を得て、秋口を目途に作成される予定でございます。

したがって、公共公益施設につきましては、権利者である防府市にかかわる事項となりますので、段階に応じ、市議会へ御説明いたしたいと思っております。

次に、防府地域振興株式会社についての御質問でございますが、防府地域振興株式会社は組合から保留床を取得し、取得した保留床と権利床をもって、駐車場並びに公共公益施設の一部を管理、経営することを目的として設立されております。

業務の内容につきましては、収入は駐車場営業収入並びに公共公益床の賃料が主なものでありまして、支出は駐車場維持管理経費、法人税、固定資産税、都市計画税などが主なものでございます。

公共公益施設についての御質問にお答えをいたします。

公益とはどんなことなのかとの御質問だったと思っておりますが、再開発ビルに整備する公共公益施設の公益とは、市民が利用できる、市民の利益に資するものと考えており、例えば市民から望まれる施設を市が整備し、運営は収益を目的としないNPO等の市民活動団体とする、いわゆる公設民営施設も公益施設の一つではないかと考えております。

また、企業へ照会したかということではございましたが、計画の初期の段階ではございますが、ウェルネス等の健康産業事業者への進出についてアンケート調査を実施いたしましたが、いずれも収益性等の問題で積極的な回答は得られませんでした。

次に、2点目の懇話会とはどんな性格のものかとの御質問でございますが、懇話会は市街地再開発事業において整備する公共公益施設の機能や管理運営方法等の基本的な考え方について検討するに当たり、広く市民の意見、提言等を求めるため設置したものでございます。したがって、委員につきましても、学識経験者、民間団体等の推薦による代表者、市内の企業関係者及び公募による選出者としており、また会議は公開といたしております。

3点目の公共公益施設の決定についての御質問ですが、経緯等の詳細について、先日の中心市街地活性化対策調査特別委員会で御報告いたしましたところでございますが、懇話会の提言について、庁内で慎重に協議検討を行い、市民活動センターの核施設として、図

書館を移設することといたしました。今後、施設のレイアウト等を検討し、基本設計までには市として公共公益施設の概要を決定する予定としておりますが、議会に御報告申し上げ、進めてまいりたいと考えております。

次に、図書館の環境についての御質問にお答えします。

ここに設置しなければならない理由というお言葉でございますが、懇話会においても、図書館の全館移転について、議員御指摘の御意見もございましたが、公共公益施設の機能の一つとして、だれでも気軽に利用できるタウンライブラリーの必要性は委員皆様の一致した意見でございました。

懇話会ではこれらの議論を踏まえ、さらに市民アンケート調査結果、管理運営経費、現在求められている図書館像、地域振興整備公団出資事業の要件等さまざまな角度から自由活発な検討がなされ、最終的に、現在ございますアスピラートとの一体的利用及び管理運営について、他の施設との密接な連携等を条件として、市民活動センターの核施設として、図書館を移設する案が提言されたものでございます。

市といたしましては、この提言について慎重に検討いたしました結果、先ほど藤本議員さんの御質問にお答えしたとおり、今日の図書館像は大きく変化してきており、最近では図書館を利便性の高い中心市街地に「街なか図書館」として整備された例も多くあり、利用者が数倍になったとの事例もあることなどから、本市においても、図書館を移転することで利用者の増加が期待できるとともに、商業施設への人の流れが期待できること、また市民から要望のある市民活動団体支援、あるいは男女共同参画支援及び子育て支援施設等と密接に結びついた新しい図書館の整備という観点から、再開発に図書館を全館移設しようとするものでございます。

次に、アンケート調査結果との整合性でございますが、平成14年の12月に単純集計の速報を作成し、平成15年の2月には性別、年齢階層別等の分析を行った報告書を作成し、それぞれ議員に送付させていただいております。

今回のアンケート調査は36.1%の回答率ですが、回答者の構成を見ると、50歳代以上の回答者及び女性回答者がそれぞれ約60%を占めている特徴が見られます。このため、年齢階層別等の分析を行いました。各年齢層で内容は異なっており、すべての年齢階層において、学習の場の提供が望まれております。図書館については、駅前ミニ図書館を加えますと、10歳代で25%、20歳代で18%、30歳代で19%、40歳代で18%と、いずれも上位を占めている結果となっております。これらの分析結果から、日常生活に密着した新しいイメージの図書館を公共公益施設に導入することは、アンケート調査結果との整合はとれていると考えており、このことは懇話会の中でも十分に検討さ

れたところでございます。

議員の御理解と御協力を強くお願い申し上げまして、答弁いたします。残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） どうもありがとうございました。最初に事業認可の件ですけれども、組合設立並びに事業認可について、準備組合が県に申請するんだというふうなことでしたけれども、準備組合に市は参加しているのでしょうか、どうでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 準備組合には参加しておりません。準備組合は権利者による任意の団体でございます。御指摘のとおり、市も参加する立場にはあるわけでございますが、市にはもう一つ、2つ立場があると。一つは参加できる権利者の立場であり、もう一つは都市計画事業として、事業を推進するため、指導・助言を行う立場もでございます。

したがいまして、準備段階における現時点での参加は適切ではないと判断した結果でございます。しかし、準備組合の会合には担当者が出席するとともに、側面的な支援を鋭意行っているところでございます。

なお、組合設立認可後は、権利者は全員組合員になることが法で定められておりますので、市も当然組合員になるわけでございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 細かい話になりますけれども、私が県の立場でしたら、認可申請をしたときにはいない組合員が認可後に組合員になるというのは、認可しがたいというのは考え方だと思いますが、どうして準備の段階で、今、説明ありましたけれども、その説明だけだと何ら根拠になるわけじゃなくて、審査する側にとってみると、前もってこれこれの人たちが組合員ですよということに対して認可するわけですから、そうすると後から組合に入るということは、それは県から認可を受けていないということになりますか、いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 詳細はまた担当部長から答弁いたさせたいと思いますが、準備組合の役割は、先ほど壇上からも申し上げましたとおり、組合設立認可申請なるものを行うわけでありまして、そのときに事業計画書なるものが必要でございまして、それを私ども市を経由しまして、県知事あてに申請が行われるわけでございます。

その後、県知事から所定の法手続を経て、組合設立認可及び事業計画の認可がされてくるわけでありまして、その組合設立認可、すなわち組合を設立してよろしいですよという

認可を得たときに、初めて市がそこへ入り込んでいくということで、県の立場に立たれて議員が今お話をなさいましたが、その御懸念は全くないと、そのように感じております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 次に、1つ抜けていたのは、再開発ビルの建設工事、これはだれが契約をされるか。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） 工事発注は準備組合が本組合になった時点で行います。組合の方が行います。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） そうすると、組合長が契約されるということですね。そう認識してよろしいですね。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） よろしゅうございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） それから、抜け落ちていたのは、地域振興株式会社と商業開発会社と、もう一つ会社をつくるような話をちょっと伺っておりますが、それぞれの採算計画という質問に対して、答えはないんですか。よろしくをお願いします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私どもが把握をしておりますのは、商業開発の会社が完全な純民間でつくられます。これは何をするかといいますと、商業床の保留床を取得し、そしてそれを賃貸して、収益を上げていくという。と同時に、参画することによって、再開発ビルを建てる時の有力な出資者にもなるわけでございます。

もう一つ、ほかにあるということは、私どもは現時点では把握しておりませんが、住宅部門に対して、県の住宅供給公社がもしかしたら御参画されるのではないかという、今、瀬戸際のところまできておりますので、その住宅デベロッパーとしての会社が考えられるのかなというふうに理解をいたしております。

それから、前段申し上げた私どもが議会のお許しをいただいて出資させていただいておる防府地域振興株式会社なるものは、地域整備公団と防府市と商工会議所、あるいは金融機関等々が出資をされた会社でございまして、これは先ほど説明したとおりの役割をおるわけでございます。

以上です。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） たびたび言いますけれども、振興株式会社の代表取締役が市長でございます。会社の採算計画のない人が代表取締役を承諾するわけがないわけですから、どんな採算計画で、これならおれは社長になっていいよと言ったのか、それをちょっとお示してください。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 防府地域振興株式会社なるものは、先ほども申し上げたと思うんですけども、申し上げましたよね。壇上から申し上げておりますが、駐車場と、この駐車場というのはいろんな目的に使います。約200台駐車できると聞いていますが、駐車場の経営。それから、公共公益施設として一部分を市に貸す業務。ですから収入は市から入ってまいります。賃貸料、公共公益施設として貸すわけですから、市から収益が入ってくると。駐車場も収益が入ってくる。出ていくお金は何かというと、おおむね駐車場の維持管理費と貸したことによって生じる公共公益施設の公設民営になるものの部分のいわゆる都市計画税とか固定資産税とか、あるいは法人税とか、そういうふうなものを払っていかねばならない立場にあるわけで、経営についての心配はそういう意味においては、全くいたしておりません。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 心配しているか、していないかということは全然聞いていませんで、採算計画を御説明くださいと言っているわけですけども、恐らくできていないんでしょうから、これ以上は追及はいたしません。

公共公益施設の公益とは何ぞやという話をしましたところ、公益とは運営は民で、NPO等の民営でやって公設民営というふうな話をされましたが、私は全く違うんじゃないかなと。全く違うというか、それもあります。

しかし、原資が何かによって違うのではないかと考えております。原資は公であれば、公共施設になります。ところが、公益施設の中には原資が公でないものがあります。公でないものというのは、防府市はたまたま市内に多くの大企業が立地しております。そうではない人たちからの市の原資がなぜ得られないか。その人たちによって公益施設を何とかしなきゃという相談があつてしかるべきではないかと思うんです。ですから、原資が何かという視点でとらえられたことがあるかどうか、その辺をお聞きいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 質問の意味がちょっとよくわからないんですけども、もう1回お願いします。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 原資が公のものを公共施設と申します。公益施設の中には原資が民間であるという可能性もあるわけですが、そういう諮問なり何なりをされましたかという質問をしております。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 例えば健康ウェルネス施設を民間でやっていただけないだろうかというような打診はいたしました。いわゆる他の公共施設に対して、民間のお金を投じていただけないだろうかというような形の行為は現時点ではいたしておりませんが、これからの課題の中に、そのようなことがお願いできることがもしあるのであれば、保留床等々の活用、あるいは商業施設の保留床の活用において、大いに参考にさせていただきたいと思っておりますので、お力添えいただければ、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） それは、もし図書館の全面移転は原資に戻すということであれば、私は積極的に市内企業に話をもちかけてまいります。幾らでもおります、そういう人は。自信を持って紹介できます。しかし、図書館を移設したいですよということをいつ決まったか知りませんが、そうなっている以上は、もう既にその案件はできません。

それから、原資が公であると、仮にするならば、公共施設を何にするか。すると5,000平米というのがどのぐらいかと申しますと、今、市役所の4号館の1階の床面積が約1,000平米です。5,000平米といいますと、あれが5階分あるわけです。そうしますと、たまたま合併で、今から総合支所をどうするかという話になりますと、最も適しているのが、現在のこの公共施設ではないだろうか、私は思っております。したがって、この部分にいわゆる総合支所を移すこと、これについては御検討をぜひしていただきたいというふうに思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず、先ほどの藤本議員さんの御質問にも私として十分お答えができていない、残念な思いを抱きながらお答えをしておったわけでございますけれども、この再開発事業なるものは区画整理事業が決定され、そして平成21年までに区画整理事業を達成しなくてはならない。本来でしたら、たしか平成18年までだったのを3年間延長して平成21年ということになっているわけで、タイムリミットがそこにあるわけでございます。

そうした区画整理事業の中で、さらにその土地を高度利用をしながら中心市街地をよみがえらせていこうということの中で、紆余曲折を繰り返しながら、今日の現在のところまでようやく到達してきたわけでございます。

その間、デパートとかいろんな核施設の話があったわけですが、最終的に大方の御理解をいただいて、5,000平米ほどの公共床を核として、それに住宅部門を加え、商業施設を充実させていくという再開発ビル構想でございまして、しからばその5,000平米にあったらいいねというような形のものを何でもかんでも入れていくような形の雑居ビルの的な公共公益施設になることは私は非常に危惧をひそかに抱いていたわけでございます。

そうした中で、図書館というものが浮上してきた背景は、全国各地で中心市街地の中に、再開発の中に図書館を抱き込むことによって、図書館も新しい図書館として生まれ変わり、同時に他のいろいろな市民活動支援センターとも有機的に結合していくことによって、街なかのにぎわいの創出に役立っているという事例もあるというようなことの中で踏み込んでいっているわけでございます。

片一方、合併の議論は17年3月というものをタイムリミットとして、タイムリミットという言い方はどうかと思いますが、一つの目安として、この近年急激に動きが出てきたものでございまして、それとこれとを一緒に考えていくということが本来安藤議員おっしゃるのは私としても、なるほどそのとおりだというような思いを抱きはするんでございませうけれども、行政の置かれている立場、あるいは関係市町との協議等々いろいろなものを考えていきますときに、そういう形でのかじを切っていくということは、これは大変難しい、至難のことではなかろうかと、そのように思っておりますし、それはそれとして、また別な角度で中心市街地の活性化のため、あるいは防府市の活性化のために合併における役所の位置等々について、あるいは機能等々について、これから協議をしていかなければならないのではないかと、そのように思っておりますことをお伝え申し上げます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） どうもありがとうございました。安易な道を、市長に私は求めません。至難な道であるからこそ求めておるわけですから。安易な道を選ばないように、ひとつよろしく御検討お願いします。

以上です。

議長（中司 実君） 2を終わりました、1の「ふるさとを愛すること」についてを答弁お願いします。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 生活環境部からは「ふるさとを愛すること」についてという御質問のうち、自治会でやられております地域一斉清掃に伴う土砂等の処理についてお答えいたします。

快適な環境で暮らしたいという要求は高まっており、地域の環境美化を目的として、自

治会で実施されております一斉清掃に伴い排出された土砂等の処理につきましては、運搬車を借り上げて最終処分場やクリーンセンターに搬送し、処理いたしております。

この業務の遂行に当たり、現在、業者選定に際しましては、指名競争入札を行い、1業者と業務の契約を締結しておりますが、この方法によりますと、業者が毎年変わる場合もありますし、さらには地域の実情に精通していないことも考えられます。また、5月に土砂処理申請が集中する上に、天候により清掃日が多いの自治会と重複するなどの問題が出てきており、自治会から正確で迅速に処理することができていないとの苦情や御意見をいただいております。

このため、議員さん御指摘のように、さらに効率よく業務が遂行できる処分方法や業者の選定方法について、今後積極的に取り組んでまいりたいと存じております。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、次に議員さん、ある入札についてというふうに出されておられます御質問についてお答えを申し上げたいというふうに思っております。

お尋ねの入札等に市外業者を参加させることについてでございますが、現在本市が発注いたしております物品調達等に伴います業者選定につきましては、防府市財務規則、防府市物品調達等に係る指名競争入札及び見積参加業者選定要綱に基づきまして、入札参加資格審査で承認を受けました登録業者の中から物品、業務委託、リース等の種類ごとに参加業者を選定をいたしているところでございます。

この業者選定に当たりましては、地場産業の育成、市内中小業者の育成の観点から、原則といたしまして、市内に主たる営業所を有しております市内業者の中から選定をいたしておるところでございます。しかしながら、市内業者では供給することができない特殊な物品、あるいは一過性のもので、また高額なものにつきましては、市内に営業所等を有する準市内業者、または市外業者も参加させることができるということにいたしておるところでございます。

また、業務委託あるいはリース等の業者選定に当たりましては、市内の登録業者が少ないために、防府市財務規則に定めます業者数に達しないような、このような場合には、競争性を確保するという観点から、準市内業者及び市外業者の順で業者を選定をいたしておるところでございます。

今後とも、入札等の参加業者の選定につきましては、競争性、公平性及び透明性を確保しつつ、地元業者の育成、また市の活性化を図りますために、引き続き市内業者を優先的に指名してまいりたいというふうに考えておるところでございますので、御理解のほどよろしく賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中司 実君） それでは、1の「ふるさとを愛すること」についてを終わります。3の主要幹線道路整備についてお願いします。都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） 都市整備部でございます。1点目の計画の見直しについてお答えをいたします。本市の都市計画道路は昭和33年に17路線を決定して以来、その後のまちづくりの中で、昭和57年には道路網の全面見直しを行い、38路線となり、現在では42路線となっております。

また、延長も127キロメートルに達しております。県や国の御支援もいただきながら、計画的な整備を進めているところでございますが、その整備率は50%にも達していないのが現状でございます。

そうした中で、当初決定から45年が経過し、モータリゼーションの発展や少子・高齢化社会の到来、さらには国や地方財政の状況など本市を取り巻く環境も大きく変化しております。今後の整備では時代のニーズに適合した効率的で効果的な対応が求められているところでもございます。

一方、今後の県央部における中核都市を目指した合併では、都市づくりの根幹をなす広域的道路網の連携強化を図ることは重要でございます。そのためには、平成10年度に策定の防府市道路網整備計画につきましても、課題を整理した上で、今後の交通のあり方について再度検討する必要があると考えております。

また、今後、県において調査予定と聞いております総合都市交通体系調査と連携するとともに、文化財等にかかっております計画路線につきましても、線形の見直しを含めた検討を行うなど、道路網全体としての計画見直しに向けた整備を進めることにしておりますので、どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の佐波新田線の拡幅延長についてお答えを申し上げます。当路線は本市の中心市街地を通過する南北の主要幹線道路として、昭和33年に都市計画決定され、山口県の事業として、現在も佐波2丁目から市役所の南にかけ、鋭意整備が進められているところでございます。そうした中で、近年では市街地の拡大や臨海工業地帯からの発生交通量の増加などにより、朝晩の通勤ピーク時には慢性的な交通渋滞を招いておりますのも事実でございます。

こうした現況を解消するため、県では4車線化を進められております。現在の計画では、市役所の南から新田にかけましては2車線のままとっており、本市が現在整備を進めております都市計画道路、天神前植松線の桑南1丁目から石が口2丁目の区間の整備が完了すれば、さらなる交通量の増加が予測されるところでもございます。

さらに防府駅てんじんぐち地区におきましては、平成17年度の完成を目指します市街地再開発事業、平成21年度の完了を目指しております駅北土地区画整理事業など、中心市街地の整備を進めているところでもあり、本路線の持つ役割は非常に大きいものがあると考えております。

このことから、先ほども申しあげました県の総合都市交通体系調査や防府市道路網整備計画の今後の見直し作業の中で、その有効性、経済性など多方面からの検討を進めまして、その結果に基づき、山口県に県道としての整備を要望してまいりたいと考えておりますので、今後とも一層の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） ただいま生活環境部長さん、それから財務部長さん、都市整備部長さん、それぞれの部長さんがともに前向きな御回答をいただきまして、大変ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、11番議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、13時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 1分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、20番、松村議員。

〔20番 松村 学君 登壇〕

20番（松村 学君） 明政会の松村でございます。通告に従いまして、順に質問させていただきます。執行部におかれましては、前向きで詳しい説明、御答弁をお願いいたします。

21世紀の新時代に入り、自由時間の増大、ライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進行、地方分権化、教育改革など、市民を取り巻く環境は著しい変化を遂げています。

これらの社会環境の変化により、市民一人ひとりがゆとりのある豊かな生活や生きがいを求めるようになり、市民はスポーツへの関心を一層高めて、そのニーズは多様化、高度化しています。

防府市では防府読売マラソン大会、市民体育祭など、スポーツセンターを中心に数多くの各種目のスポーツ大会が開催され、ニュースポーツを取り入れたスポーツ教

室も盛況であります。このように、スポーツセンターの利用状況も平成8年度利用者総数20万1,396人に対して、平成14年度では23万90人と、6年間で約3万人の利用者の増となり、年々スポーツ振興に対し、求められる声は大きくなっています。

また、県としても平成23年の山口国体に向けて準備委員会を立ち上げ、平成16年度には各種目の会場地を決定することになっています。まず、第1次選考として、自転車競技が本市を会場地として指定を受けましたが、今年度第2次選考が行われます。県としては、ここで80%程度の会場地の指定を目指したいということで、防府市としては、バレーボール、バスケットボール(少年・女子)、軟式野球(成年男子一般B)など、防府市として名乗りを挙げているものの、現有施設が国体競技をする上で適しているかは疑問であります。

さて、市としては、防府市体育施設将来計画検討委員会を平成5年に立ち上げられ、スポーツセンターを防府のスポーツ交流ゾーンと位置づけ、現有施設の課題や整備について協議されていると聞いています。この6月にも、利用状況及び施設の現状と課題の整備、将来計画の素案や年次計画等について御協議があったということですが、どのような方向に進んでいるのか。

このスポーツセンターに対しては、市民からの要望も殊のほか多く、先輩議員からも野球場には夜間照明がなく、スコアボードが電光掲示板でないため、甲子園出場予選会場に適さないとか、プールの老朽化や水漏れなど、数多くの提言がなされていますし、私自身、財団法人スポーツセンターの理事を務めさせていただいているときに、センター内駐輪場の未整備や体育館利用の多様化に対応できるよう多目的に利用できる体育館を目指すことを要望させていただきました。

本市のスポーツセンターは体育館、野球場、プール、多目的運動広場、陸上競技場、武道館と、他市もなかなか類を見ないほど広範囲にわたり施設整備がされ、まさにスポーツ交流ゾーンと、その名にふさわしい立地にあるわけですが、問題になってくるのは、施設自体の老朽化や時代の変化、市民ニーズに対応できていないというのが現状ではないでしょうか。

そこで、1点目としてお尋ねしますが、これらの課題を克服し、各施設の利用向上のためにどのような計画を立てられようとしているのか、その方向をお示してください。

次に、新体育館についてお伺いします。

本市の体育館は昭和49年に完成し、その後床の張り替え、雨漏り防止工事と改修を重ね、今日に至っておりますが、現在でも雨漏りの箇所が見られ、老朽化が目立っております。

また、体育館の床も平成11年の18号台風でガラス等で傷がついたため、研磨をして整除し、床部分は大変薄くなってきており、実際、体育館利用に当たっては、細心の注意を払って管理をされているということです。それゆえに、市民の皆さんの利用目的によっては制限をして、なかなか思い切った体育館利用ができないということになるわけであり

ます。
さらに言えば、平成14年度の体育館の利用状況を見てみると、年間に9,972件、6万5,885人の利用者があり、前年比1,098件の1,762人増と年々利用者は増え続け、パンク状態にあります。とてもではありませんが、市民の皆さんがスポーツに親しむという環境にないと思うのです。

また、先ほど申し上げたように、来るべき山口国体に向け、本市はバレーボールとバスケットボールの候補地として手を挙げていますが、国民体育大会競技施設基準に照らし合わせると、現体育館ではコート規格や室内照度など、さまざまな不備の点が目立ちます。以上の点を踏まえ、国民体育大会に照準を合わせる、合わせないにかかわらず、新体育館を早急に求めなければならないことがわかつておきます。

そこで、2点目の質問ですが、現体育館をサブ体育館として市民の皆さんに開放させ、山口国体に向けていくことはもとより、本市のスポーツ技術の向上、今後の急激な体育館需要に対応していくためにも、新体育館を建設していくべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、今まで大規模であるがゆえにできなかった文化芸術イベントや、音楽コンサートにも利用できるよう多目的アリーナ施設にすれば、スポーツ利用だけにとどまらず、市民全員の需要を満たすことができる、まさにいろんな可能性を秘めた交流の場としての機能も充実すると思っておりますが、いかがでしょうか。

執行部の夢と希望にあふれる御答弁を期待し、壇上より質問を終わります。

議長（中司 実君） 20番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは新体育館の建設についてお答えします。

体育館は全体育施設の中でも最も利用者の多い施設であり、スポーツゾーンの核をなす重要な施設であると言えます。市民が今まで以上にスポーツを楽しめる環境を整えるためにも、サブ体育館併用でスポーツが鑑賞できるアリーナ付きの新しい体育館の建設の要望が強いことも承知しております。将来的にはこれを核として、スポーツセンター周辺の既存体育施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

各施設の利用向上についての御質問については、教育次長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） それでは、各施設の利用向上についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、近年のライフスタイルの変化により、スポーツの関心は市民が生涯にわたりスポーツを友として活動し続ける生涯スポーツへと広がりを見せております。防府市の体育施設は昭和49年に体育館、50年にはプールと野球場、54年には運動広場、また平成2年に陸上競技場、5年に武道館をそれぞれ建設してまいりました。これらの施設は市民の皆様が気軽に利用していただけることをねらいとして建設し、今も多くの市民に利用していただいているところでございます。

体育館、プール、野球場につきましては、築後29年余り経過しており、施設の老朽化は進んでおります。体育館につきましては、利用者の最近の動向は、団体スポーツより個人や家族で楽しむスポーツ、あるいは健康増進及びレクリエーションスポーツを嗜好する傾向が見られます。それらのニーズにこたえるためには、現体育館では対応に限界があるのは現状です。

プールにつきましては、昨年漏水防止工事を行い、使用に支障のない程度にまで回復したものの、利用者にとって魅力のある施設と思われません。また、野球場につきましては、時代の変化により、夜間照明施設の設置やスコアボードの電光掲示板導入の要望があります。これら老朽化した体育施設につきましては、年次的に改修を行うとともに、生涯スポーツの拠点施設として適正な管理運営に努めてまいりたいと存じます。

議員御指摘の市民が利用しやすい体育施設とするためには、老朽化に対する施設保全、時代の変遷による施設の改善、市民ニーズへの対応など、解決すべきさまざまな課題があります。これらの諸問題を検討するため、庁内の委員で構成する体育施設将来検討委員会により協議を進めているところであります。

これまで委員会では向島運動公園のテニスコートの設置や陸上競技場の写真判定装置の設置など提言をしております。今後、委員会といたしましても、総合的に協議をして、今年度中に体育施設将来計画のまとめを出したいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） 御答弁ありがとうございました。先に新体育館の方から再質問させていただきたいと思っております。

去年の先輩議員の質問の御答弁で、市長みずから、スポーツ施設のいろいろな手当が随分とおくれてしまったと。施設をなるべく急いで整えて、国体の種目については、手を挙げていけるものはどんどん手を挙げていきたいと。国体誘致を視野に入れて、施設整備の

研究をしていきたいと御答弁があったわけです。現在、この体育館に係るものとしては、今、防府市はもうバレーとバスケットボールというものにもう手を挙げていらっしゃると思います。

それで、私もちょっと調べてみたのですが、この国体の競技施設基準というのがございます。これに合っていないと、国体の競技の施設としては好まないということになるわけです。そこでこの体育館をちょっと照らし合わせてみたんですが、まずチームの控え室がないという問題があるんです。それと、今の体育館で、今2面ぐらいとれるだろうというふうにお聞きしたんですが、実はこれ、照らしてよく考えてみると、2面とるには36メートル掛ける38メートルの体育館が要るんです。現在の体育館では34メートル掛ける45メートルということで、縦幅が足りないんですね。ということで、1面しかとれない。

それと、これは望ましいということでありましたけれども、照度に対しても1,000から1,500ルクス。現在、防府市の体育館では500ルクスでございます。練習用のサブコートもないということで、実際、今の主要都市、市長さんも御存じだと思いますけど、大体、今、メイン、サブ体育館というのは、もう大体ついておるような総合的な体育館が建っております。とても12万市の体育館としても、今の現存の体育館、ちょっとふさわしくないんじゃないかなと思います。

こういう中で、今、国体の受け入れに対して手を挙げているわけです。やはり新体育館かなと、ちょうど今、時期なんじゃないかなと思うわけです。実際、この新体育館については、体育施設将来計画検討委員会の方でも議論になっていると聞いております。今、教育長が会長をされているということで、実際今、どういうふうな議論になっているのかなと。ちょっと経緯等についても御説明いただけたらと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。ただいま市長並びに教育長の方から御回答申し上げましたが、その線で今動いているわけでございますから、少し言わせていただきますと、この防府市体育施設将来計画検討委員会というのは、全市的な立場でもって体育施設を検討する、計画をつくっていくということが使命でございます。現在6名の委員とスポーツ振興課の職員でもって回を重ねているわけでございますが、やはり防府市体育施設の建設のコンセプトは先ほど次長が申しましたように、市民の皆様が気楽に使用していただけるということをベースにおいて、物を考えております。

したがって、将来的には、でき上がるのであれば新体育館を核としまして、スポーツゾーンの現有の施設を改修なり、あるいは拡大していくという方向でもって意見交換し

ていますけれども、今年度中にまとめを出すわけでございますので、まだそれぞれの委員が、それぞれの立場でもって今、構想を練っている段階でございますので、どういう方向で物事をどうこうしようという段階にはまだ至っておりません。

ですが、先ほどからの答弁にありますように、体育館を核として物を考えていくということだけは共通理解でありますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） 体育館を核にするということは、新体育館という方向じゃなくて、現存の体育館を核にしてということになるわけですか。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） ただいま市長の方から御回答申し上げましたのは、アリーナつきの体育館の建設の要望が強いということはよく御承知を申し上げておりますが、これを核にという文言で御理解いただきたいと思えます。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） それでは、ちょっと市長さんにお尋ねしたいと思います。

やはり体育館建設となると、市長の決断というのが大変重要になってくると思えます。市長さん、先ほど御答弁のとおり、今、まさに国体をにらんで、それからこの時期につくらないといつつくるのかというような状況だと思うんですね。そういう意味では、新体育館というものを積極的に考えていかなきゃいけないと、今、市長さんは思っただらっしゃると受け取ってもよろしいのでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私といたしましては、現在の体育館が十分機能しており、将来とも何の不安もない施設であるというふうには考えておりません。将来的にどうしても体育館が防府市として必要な施設であることは申すまでもないことであります。

したがって、防府市として、これから将来的に公共施設というものを考えていく場合には、1番目か2番目か、そのぐらいの位置のところに体育館の建設というものは順位的に来るものではないだろうか。防府の全市民の対象の公共的な施設という意味においてでございますけれども、そのように認識をしております。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） わかりました。確かに財政的にも、今、こういう現状でございますし、なかなかはっきりと言えないというのはわかるんですが、実は、県の国体準備委員会で今回の会場地の選定に当たって、この秋口に候補になっている各市町村が会場を

県へ示していかないといけないというふうに私は聞いておるんです。

ということは、これはもう早いうちの計画をつくって、そして誘致をしようと思うものに対して、例えば今の現存体育館、または小学校の体育館でも受けるのか、あと新体育館で受けていくのか。新体育館で受けるのであれば、まだできてないわけですから、将来構想案のようなものが出されれば、十分県としても理解を示すというふうなことを私も聞いております。ということで、早急にこういうものを計画していかなきゃならないと思うんですけれども、もう大体結構そういう辺のところまで話は実際、進んでいるのでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。現在の計画につきましては、先ほど教育長の方からも御答弁いたしましたように、今年度中にまとめをしたいということで、それぞれの委員さんでも御検討をさせていただいておるという状況でございます。

ただ、もう一つつけ加えさせていただきますと、国体の希望種目を選定する段階におきまして、私どもが基準としたのは、現有の体育施設で開催が可能な種目ということ体育協会の方には検討させていただいております。

ですから、バレーにしましても、バスケットボールにしましても、現有の各学校の体育館、スポーツセンターの体育館は最低限これでもクリアできるというふうに、現在では御理解いただいているというふうに思っております。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） それは私としても承知しておるんですが、やはり、今、これ、バレーに関しては、山口、防府、徳地町、周南市が大体手を挙げていらっしゃるようですね。こういう中で見ても、山口、周南の体育館というのは本当にすばらしい体育館なんです。当然、試合がないとき、次の試合をするようなチームはサブ体育館で練習ができるというような形なんです。

防府市の場合は、今、この状況で見ますと、実際どこか違うところで練習をして、また、体育館に来て、また試合をするというふうな状況なんです。そういう意味でも、本当に大会のしやすいようなというか、防府市ですから、自信を持ってお薦めができるような施設にやはりしていただいて、国民大会を迎えていただきたいなと。

私は基本的には国民体育大会があるなしにかかわらず、今まさにスポーツセンターの要望というのがピークに達しておりますので、本当に検討していただきたいなと思います。この件に関しては、いろいろと検討もされていることですし、要望としておいて、この質問は終わります。

施設の利用向上についてということで、先ほど御答弁ありました。今まで数々の指摘のあった課題に対しては、執行部としても今年度じゅうに体育施設将来計画の中で検討していくということで、ぜひスポーツニーズに合った施設計画をしていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

そこで、これもまた国体に引っかけちゃってちょっとお伺いしますけれども、野球場の夜間照明とスコアボードの電光掲示板の導入というものを、こういうものも、先ほど御答弁あったように、課題ということできちっと検討委員会の方では議論されているということでございますが、国体に向けても、これもまた大変市民の皆さんで議論されているというか、私もよく聞きます。こういう問題に対しては、国体に引っかけましても、国体までにはつくっていかうとか、そういうふうな優先的なものがあるのかどうか。そういうのをちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 野球場でございますが、ナイター設備、それからスコアボードということでございます。

まず、先ほども御答弁いたしましたように、私どもの今の体育施設は当初の計画が市民の皆さんに利用しやすいようなという原点に立っておりまして、そういう大きいスポーツ行事とかやるというのは、当初は考えていないというのが経緯でございます。

そういった中で、またさっきも言いましたように、当初はナイター設備もそんなに野球場をつくった当時は利用がありませんでした、高校野球が最近はできないというような御指摘もありますけれども、この野球場をつくったときは、年間4回の高校野球を2年ぐらい全部やったこともありまして、高校野球の需要には十分応じてきたというふうに、当初はなっております。

ですから、今のスコアボードの電光掲示板、それからナイター設備も時代の要請にはなってきておると思います。ただ、それだけの需要があるかというのは十分検討させていただきたいと思います。これはどちらが先になるかという考えにもなるかと思えますけれども、運動広場の方にも照明設備をやっておりますけれども、まだまだちょっと利用状況が当初考えていたほど多くないというふうに思っております。今、そちらの方で対応していただいておりますかというふうに思っております。

それと、位置的に住宅のそばですから、近所の方の御理解もいただかないと、夜間にそういったナイター設備、虫等も飛んでくるとか、そういうこともありますので、そういったことも検討はしてみたいと思っておりますけれども、今の時点では、先ほど市長にありましたように、施設と言え、やはり体育館が1番になるのかなというふうには

考えております。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） わかりました。軟式野球というのは、大体点がなかなか入らないようですね。1試合でも3時間ぐらいかけてやったりするとかいう話も聞いております。もし、体育館つくってから、またこういう問題というのは、確かに大変なことになってくるわけですが、なるべくやはりこういうものにもですね、昔は甲子園の予選会場でやっていたんですけども、最近ないと。やっぱり寂しいという市民の皆さんの御意見もよく聞きます。我々同年代でも野球の好きな年代でございますから、本当にそういうのを見に行きたいなと。だけど、防府ではないんだなと。寂しいなと。

やはり野球場でプレーをするというのは、野球をやっているものにとっては、すごい誉れといたしますか、本当に名誉なことなんですよ。といたしますのも、今、野球連盟で数々の野球の試合があります。グラウンドが主になって使われているんですけども、実際、野球場でやるとやらんと、全然喜び方が違うんですね、チームの人間から見ると。なるべくならば、夜でもやれるようにしておいたら、例えば、今、特に社会事情の中で、なかなか仕事が早く終わるといことがないですから、仕事が終わってからちょっと練習試合をやってみようとか、そういうときにはグラウンドでやればいいんじゃないかという話にはなりますが、でもできればそういう夜間照明のついたようなところで、また野球場でやるということに対して、また喜びもあるうし、また野球に対する、ちょっと技術の向上といたしますか、もう少しうまくならないけんとか、そういうふうなものにもつながってくると思うんです。だから、そういう意味では、なるべくこの辺の御検討もお願いしたいなと思います。

次に、向島運動公園について、今、整備が進んでおります。向島運動公園の方の市民に対する需要というのも今から高まってくると思うんですよ。今年度テニスコートの照明と、あと管理棟、これを整備していくということになってはいますけれども、あそこは、今、一つ問題になるのは風の問題があるんですね。

今、市の方としては防風用の何か特殊ネットのようなものと、防風林で対応をされているということでございますけれども、実は、この防風林ですね、この前ちょっと見に行ってみたんですけども、10メートル間隔ぐらいで、チョロッと立っているような感じで、全然風通しがいいというような状況にお見受けしましたけれども、防風林というのは、やはり高くて枝を張って、成長がなるべく早いもの、こういうものを植えていくんですけども、いつになったらちゃんとその機能が果たせるぐらい成長するのかなと思うんですけども、ちょっとお願いいたします。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） ただいまの6面のテニスコートは海に突き出た敷地にございます。強い潮風に耐える樹木を選定しなければなりません。そういう中で、市におきましては、潮風に強いマテバシイを選定しております。

議員御指摘の間隔が少し緩いのではないかとございます。確かに10メートル程度で植えてございます。御存じのように、樹木を植えることにつきましては、最初から大きい木というのは非常に活着しにくうございます。通常植えるのが大きくとも3.5メートル程度の木から植えるわけでございます。御指摘のことにつきましては、花木センターの保有木等で補植をしていきたいと考えております。

実は、北側につきましては、観覧席の上に防風ネットというものを設置しております。最終的には防風ネットと同じように植樹をしました木も成長しましてから、将来的にはその役目を果たすものと考えております。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） 間隔はいいんですよ。私も増植していただきたいのと、今、要望しようと思っていたんですけども、いつごろ大体枝を張って暴風の機能を果たせるかと、これはわかりません。でも、そういうのを計算して植えられるんじゃないかなと思うんですけども。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） マテバシイを選定しております。マテバシイは御存じのように、街路樹にも植えております。大体この木は成長が早うございます。どのくらいでと言われても、条件的にも非常によくはない条件のところには植えておりますので、かなり時間がかかるのではないかと考えております。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） だから、そういうふうになるだろうなと思ったんですよ。だから、これを言ったんですけども、意味がないわけですね。そういう意味はなるべく早く結果が出るように。風が強いというのはわかっているわけで、そういうことも配慮して市が今やっているわけですから、これを中途半端に終わらせてほしくないんですよ。できれば、もう少し考えていただきたいなと思います。そういうことで、一応これは要望しておきます。

最後になりますけれども、スポーツ交流ゾーンということで、今後は向島の方も今年度一応整備を終えるということですが、ここをスポーツ交流ゾーンというのをつけ加えていただいて、スポーツセンターと向島の一体性というのを目指したスポーツセンタ

一の整備、スポーツ交流ゾーンの整備というのを指針としてもお願いしておきたいなど。ひょっとしたら、いずれは向島運動公園のグラウンドも整備されてくるのかなと。こういう期待を残しまして、ひとつ市当局におかれましても、スポーツ振興というのはいろんな要素の、例えば健康とか余暇の活動とか、経済効果とかいろんな面で、このスポーツ振興というのは幅の広がった効果が出るわけですから、そういう点でも広くとらえていただいて、このスポーツ交流ゾーン、防府の宝として整備していただきたいなと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、20番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、5番、山本議員。

〔5番 山本 久江君 登壇〕

5番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず質問の第1点目は、自衛隊機の騒音被害解消についてお尋ねをいたします。

航空自衛隊防府北基地の自衛隊機の騒音は、依然として市民の大きな悩みとなっております。交代勤務で昼間休まなければならないけれども、うるさくて休めないとか、電話の音が聞こえない。あるいはまた、学校では授業中先生の声が聞こえないなど、市民生活への影響が大きく、耐えがたい苦痛となっております。

この間、1991年12月議会で航空自衛隊防府北基地周辺地域における航空機騒音対策を求める意見書が全会一致で採択をされまして、私ども日本共産党も政府交渉を重ねてまいりました。そして、一昨年10月、広島防衛施設局から防府市に対し、「防府北基地における航空機の機種更新について」という報告が行われております。

その中で、初等練習機T3型機の厳選に伴い、平成15年度から16年度にかけて、逐次新初等練習機、これはT7型機だそうですけれども、機種変更を行い、その計画では今年度と来年度で21機とされております。

一方OH6DヘリコプターやCH47J大型ヘリコプターによる騒音も極めて大きいものがございます。

広島県の海田町に司令部を置く陸上自衛隊の第13師団令下の13飛行隊、これが北基地にありまして、夜間飛行訓練など行っております。基地周辺の騒音が大変ひどく、飛行コース下のある団地では、大型ヘリなどが飛びますと、窓ガラスも振動いたしまして、音と振動で恐怖さえ感じると訴えておられます。

地方自治体の仕事の一つは住民の安全、健康及び福祉を保持することでございます。人

口12万市民がこうして住む市街地の上空を騒音をまき散らしながら訓練機が飛ぶ。特に基地周辺は住宅密集地となっており、生活環境の保全と安全確保という点から見ましても、大きな問題でございます。

ぜひ、市としても市民の切実な要望として、防衛庁など関係機関に対し、初等練習機とヘリコプターの騒音被害解消と、そして訓練飛行コースの見直しを強く求めていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。御見解をお尋ねをいたします。

質問の第2点目です。教育行政について。「愛国心」評価の通知表の採用についてお尋ねをいたします。

5月3日付だったと思いますが、新聞報道によりますと、小学校6年生の通知表、社会科の評価項目に、国を愛する心情、そして日本人としての自覚、こうしたことを盛り込んでいる公立小学校が全国で11府県28市町172校あり、そのうち山口県内では光市と防府市で11校採用していることがわかりました。市内では17校中4校が採用されております。この通知表は国を愛する心情などを明記しながら、「よくできる」「できる」「もう少し」など3段階で児童を評価することとなっております。

しかし、児童一人ひとりの国を愛する心情などといったものは、すぐれて個人の思想や良心にかかわることでありまして、これを3段階で評価をすることは児童の内心の自由、表現の自由を侵害する問題がございます。そもそもどのようにして愛国心を評価されるのか、評価の基準もわかりません。国を愛する心情が劣っているとして、「もう少し」と評価された児童は何をどう努力すればいいのでしょうか。「よくできる」と評価された子どもに比べて、何を否定されたことになるのでしょうか。今、保護者の中からも疑問の声が上がっております。

子どもの全面的な発達成長の状況について、理解を深めるために、各学校で創意を発揮をして、通知表が作成をされております。市内では児童の教育に日々直接携わっている教職員の検討・協議の中で通知表がつくられ、すぐれた取り組みが行われておりますけれども、市教育委員会として、この問題、どのように把握をしておられるのか。またこうした愛国心を評価するような通知表は、私は改めるべきだと考えますが、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

最後の質問になります。3点目、中小業者支援対策について。小規模修繕契約希望者登録制度の創設についてお尋ねをいたします。

今日の長引く深刻な不況のもとで、仕事減少に悩む中小業者は極めて厳しい状況になっております。地域経済を支える中小企業がかつてない危機にさらされ、多くが赤字経営に陥り、これまでに例を見ない高水準の倒産や廃業が相次いでおります。

こうした中で、全国の自治体ではさまざまな取り組みが行われておりまして、業者の経営を直接支えていく、地域経済活性化のための緊急対策を講じております。例えば福島市では市が発注する公共事業を市内の中小業者に受注できるようにするため、一般入札の参加資格のない中小業者を対象に、受注希望者の登録制度を発足させました。

市内に事業所があれば、個人、法人、また建設業の許可の有無、経営規模などを問わず、だれでも登録でき、契約金額が50万円未満の小規模な修繕工事はすべて登録した中小業者に発注をされ、今まで受注機会のなかった中小業者の方々に大変喜ばれております。市内の中小業者、小規模事業者が元気になれば、市勢の発展につながっていくだと積極的に取り組まれております。

地方自治法第234条に基づく随意契約の創造的運用を図り、例えば市の簡易な修繕工事を一般入札参加資格のない中小業者、小規模事業者が受注できる制度は、全国各地で取り組まれておりまして、埼玉県など県内の7割を超える自治体で実施をされているところもございます。

ぜひ、防府市でもこうした地域経済活性化対策としても大変有効な制度の創設を望みたいと思いますが、いかがでございましょうか。御見解をお尋ねをいたします。

以上、大きく3点にわたりまして、質問をさせていただきましたけれども、積極的な御回答がいただけますように、よろしく願いをいたします。

議長（中司 実君） 5番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、自衛隊機の騒音被害解消についての御質問にお答えいたします。

自衛隊機の騒音対策につきましては、市民の生活環境を守る上で極めて重要であると考えております。以前からさまざまな機会をとらえ、航空機騒音の低減、飛行コースの見直し及び夜間飛行の制限につきまして、県と連携をとりながら、防衛庁や航空自衛隊防府北基地等へ再三にわたり要望をしまいったところでございます。

これに対し、可能な限り最大限の努力を傾注してまいりたいとの御回答をいただいているところですが、このたび御案内のとおり、T3型初等練習機の後継機として、低騒音のT7型初等練習機の導入が決定され、平成15年度、平成16年度で全機が更新される予定とお聞きしております。

既に、ことしの4月3日に2機が導入され、12日には一般公開されたところでございます。今後も騒音の低減及び飛行訓練コースの見直し、夜間飛行制限につきまして、引き続き関係機関に働きかけてまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長及び担当部長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

これまでT3型機の騒音被害の問題、議会で何度も取り上げてまいりましたけれども、最近特に市民の方から出される意見の中に、ヘリコプターの騒音も大変ひどいんだ、こういう意見がたくさん出されております。

この13飛行隊の訓練の実態といえますか、その内容につきまして、市はどのように把握をされているのか、まずそのあたりからお尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、お答えいたします。まず内容でございますけれども、訓練につきましては、ヘリコプターですけれども、防府北基地では飛行訓練のうち、主に初級操縦者の訓練を行っていらっしゃいます という御回答でございました。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） もう少し訓練実態もあるんですが、特に夜間の飛行訓練、防府市のホームページにも夜間飛行訓練はこの日にやりますよということで紹介がされておりますけれども、夜9時までやっております。ある市民の方は静まり返った夜にヘリコプターの音はとりわけ響く。夜9時といえますと、皆さん、もう眠ろうかという時間帯でございますよね。そうした時間帯にヘリコプターの騒音ということで、大変困っているという、こういうお話がたくさん寄せられております。

このヘリコプターの飛行コース、これは一体どうなっているのか、そのあたり、把握をされておりますでしょうか。御答弁をお願いをいたします。

私どものところで、昨年の6月県議会の委員会質疑で、実はこの飛行コースの問題が出されておりますが、当時の県の消防防災課長はこのように言っておられます。「つまり、防府北基地のヘリコプターの主な飛行ルートは、北基地から山口市の小鯖の上を通過して、小郡町、それから北基地へと戻るコース。それからもう一つは 今の逆のコースですね。今の回っている分の反対の方向に回るというコース。あるいは北基地から山口市、それからむつみ村、そして北基地へ戻るというコースが主なものと聞いている」、こういうふうには県の方では御答弁をされておりますが、昼の訓練も当然のことながらありますし、このヘリコプターの飛行コースにつきまして、どのように把握をされていらっしゃるのか、そのあたりを御答弁いただきたいと思います。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 飛行ルートでございますけれども、先ほど申し上げましたように、初級操縦者の訓練が主なことから、基本的な離着陸訓練と先ほど御指摘がございました訓練区域への進出と帰途が主な飛行ルートとなっております。

なお、風向きによりましては離着陸方向は変わりますけれども、山等の地形等を考慮したルートを設定しているとのことございました。

それから、先ほどの訓練の内容云々でございますけれども、内容について、飛行回数についてもちょっと問い合わせをいたしましたけれども、回数についてはお答えをいただかなかったこともあわせて御回答申し上げます。

以上です。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） こうしたヘリコプターの飛行コースの下での騒音被害、もちろん飛行機による騒音も含まれておりますけれども、市の窓口での相談受付、それから北基地では渉外室というところで苦情等相談を受けておられるようですけれども、北基地の渉外室での苦情等の相談は一体どのくらいあるのか。そのあたりを御説明していただけたらと思います。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） いわゆる苦情の実態でございますけれども、航空自衛隊防府北基地の渉外室からの回答ですけれども、苦情相談につきましては、平成14年度におきましては、約150件。それから15年度になりまして、4月、5月で約20数件いただいているとの回答を得ております。

それから、行政への直接の苦情等でございますが、四、五月で数件を受けておりますという苦情の実態でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 年間150件もの苦情が寄せられる、これは本当に大変なことだというふうに思うんですね。実は市のホームページのじょうほう掲示板にもいろんな投稿がされております。少し紹介をしてみたいと思うんですが、本当にまさに市民みんながこういうふうに思っているんだというようなことがここに書かれてありますけれども、少し紹介をしたいと思います。「今日はお昼休み以外は1日中飛んでいたような…。飛んでいない今でも頭の中は飛行機の音が響いています。我慢して窓を閉め切ってももう私は限界です。おかしくなりそうです」、こういう意見が寄せられていますね。それからもう1件紹介いたしますと、「三田尻の上空をぐるぐる回って飛ぶ飛行機の騒音に悩まされています。ストレスがたまり爆発寸前のところまでできています。わざわざ町の上を飛ば

ずに、海上の上を飛んで欲しいと思います。飛んでいる間イライラし続けるし、電話のやり取りも困難、読書、新聞・雑誌を読むにも大変迷惑を受けています。もちろんテレビ・ラジオ・音楽が聞こえない」、こういうふうな、本当にこれは多くの市民が率直に感じることはないかというふうに思います。

私は3月でしたか、市が毎年これは発行されておりますけれども、「防府市の環境」第32集、これが出されました。その中に航空機騒音の測定結果が出されております。これを見ますと、新田小学校とか西開作会館など6地点の調査がやられておりますけれども、確かにいずれも年平均では環境基準は合格というふうになっておりますが、しかし1日の最高値という欄がありますけれども、そこを見ますと、うるささ指数と呼ばれているんです、この基準の単位といいますか。W E C P N L というんですが、うるささ指数。これがこの基準をはるかに超えるところが6カ所中4カ所ですね。75 W E C P N L というと、本当にもう耳をふさぎたくなるような音が続いている状態です。こういう状況で、本当に何とかしてほしいという市民の皆さんの声、大変多いものがございます。

ところで、飛行機につきましては、市長も御答弁いただきましたけれども、今年度、来年度でT3型機からT7型機に変更されるということですが、それでは、今、本当に市民が関心をもっているのは、こういう機種の変更があって、一体騒音がどれだけ緩和されるのか。どれだけ音が低くなるんだろう。こういうことが本当に知りたいわけですよ。これだけ騒音に悩んでいるわけですから。そのあたりを市の方でどのようにお聞きになっておられるのか。また、市の方のお考えをお尋ねをしたいと思います。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、お答えします。初等練習機のT7が配備されまして、騒音のデータの採取等が、今、ございません。どの程度になるのかというふうに自衛隊の方にもお問い合わせをしましたが、航空機エンジン騒音の数値は飛行場周辺の気象条件や地形によって左右されるため、比較が難しい指標となっておりますということで、具体的には答えていただけませんでした。

しかしながら、担当者が4月3日に配備されまして、飛ぶよということで現場に行って、あるいはその飛行コースの下に行ってみたところ、これはT3よりは音が小さいねということは、身をもって体験はいたしております。

この環境白書で実際にあちこち、はかっておりますので、T7はまだ2機だけですが、T7に切り替わりが15年、16年となりますけれども、おのおの騒音の数値等については測量等をして、騒音の状況の数値を測定して、検証していきたいというふうに思っております。

議長（中司 実君） 5 番。

5 番（山本 久江君） T 3 から T 7 に変わって、どれだけ緩和されるのか。本当に自衛隊はもっと市民に説明をする必要があると思うんです。

というのは、一昨年（2010年）の10月に広島防衛施設局が市に対して行った報告では、こういうふうに書いてありますね。「今回の機種変更は従来から地元要望されている低騒音型練習機の早期導入にもこたえるものと考えている」というふうに述べているんですね。本当にこたえるものになるのかどうか、市民の不安、大変大きいものがあると思うんです。

振り返りまして、防府の自衛隊基地の騒音被害の問題が参議院の内閣委員会で、これは1988年10月ですけれども、初めて共産党の吉川春子議員によって取り上げられたときに、当時の防衛庁長官が次のように述べておられるんです。御紹介しますと「騒音の問題が起きた場合は、私たちはできるだけその実態を調査をして、丁寧に教えて差し上げるということが、我々の務め。そして、できるだけ地域住民のお話を聞きながら、その対策を地域住民にお話をして、互いに連携、連絡をとりながら、していかなければならない」、こういうふうに内閣委員会で答弁されているんですね。

その姿勢が、今、生かされているのかどうか。本当に市民に対して、もっと防衛庁長官の言葉をかりれば、丁寧に教えて差し上げるということが我々の務めであるならば、市民に対して、どれほどの緩和ができるのだ。市民の皆さんの声をしっかり聞きますよという姿勢を見せていただきたいというふうに私は思うんですけれども、そのあたりをぜひ市の方からも強く基地の方に言っていただきたいなというふうに思います。

もう1点は、訓練コースの見直しの問題です。本当にこれは切実な問題ですけれども、なかなか訓練の性格上コースを変えることはできないというのが基地のずっと以前からの回答ですね。市街地上空での訓練の危険性というのは大変なものがあると思うんです。これも昨年の県議会で共産党の調査で報告をされましたけれども、過去のOH6Dヘリコプターですね、今、北基地に配備をされておりますOH6Dのヘリコプターの事故が多いということ、これが報告されました。

少し紹介しますと、昨年の3月7日、このOH6Dヘリコプターが大分で2機衝突をして、2機墜落。一昨年（2010年）の2月14日、これは千葉ですけれども、AH1というヘリコプターと衝突、墜落。平成10年7月21日にも事故が起こっております。その前の平成9年8月21日、これは茨城県で民間機と衝突、死亡事故です。この9年の1月13日にも宇都宮で墜落事故。こういうふうに、平成9年以降でもこうした事故が続いているんですね。ヘリコプターの騒音だけではない、市街地の上空で訓練をすることがいかに危険な状況にあるのかということが、この事故の例からでもわかると思うんですね。私たち市民は常に

こうした危険が付きまとっている状況ではないかというふうに思います。

ですから、市長、御答弁で今後も引き続いて関係機関へ要望していきたいということでございましたので、それを了といたしますけれども、改めて常に市民の声を聞きながら、安全な市民生活を確保していくという、こういう立場で働きかけをお願いをしたいというふうに要望しておきます。

市長、何かございましたら、御答弁お願いいたします。

では、次に移ります。

議長（中司 実君） 1を終えて、2の教育行政について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 議員お尋ねの通知表の採用についてお答えします。

御存じのように、平成14年度から新学習指導要領が全面实施され、新教育課程に沿った教育活動が展開されております。

小学校第6学年社会科の3つの目標の一つに、「我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする」というのがあります。これは今日の国民生活は国家、社会の発展に貢献した先人によりつくり出された歴史や伝統の上に成り立っているものであり、このような歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情や将来に向けて民主的で平和的な国家、社会の進展に一層努力していこうとする態度を育てるようにすることを旨とするものであります。

昨年度、市内4校の小学校第6学年社会科評価の観点の一つであります「関心、意欲、態度」の「めあて」の一部として、「国を愛する心情」という言葉が記載されていた通知表がございました。また、その後の確認の中で、保護者向けの補助資料として配布されたものの中にそれが記載されている学校が1校ありました。

このことを具体的に申し上げますと、「我が国の歴史や政治、国際社会に関心を持ち、国を愛する心情と世界の人々とともに生きていく大切さを自覚しようとする」という「めあて」が述べられている学校がありますが、このことは「国を愛する心情」そのものを評価するものではなくて、歴史や政治、国際理解等に関心を持ち、進んで調べているなどの学習の取り組み状況を総合的に評価するものと理解しております。

本市におきましては、学習指導要領の目標や内容等を受け、それぞれの学校が実情に合わせ、毎年校内で検討・協議した上で、校長の責任において通知表を作成しております。

今後も通知表の作成に当たっては、各学校の主体性を尊重してまいりますと同時に、評価項目が児童・生徒や保護者にとって、よりわかりやすい表現になるよう努めるとともに、わかりにくければ、適切に説明ができるよう、指導、あるいは助言をしてまいりたいと考

えております。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） ただいま教育長さんから御答弁をいただきましたけれども、改めて愛国心評価の通知表の問題、なぜ問題なのかという、この問題を整理をしてみたいと思うんです。御答弁聞きまして、ますます強くそういうふうに思ったんですが、国を愛する心情という言葉は、通知表で評価をするということは次のような問題があると思います。

一つは、子どもの内心の自由、表現の自由を侵害していくことなんだと、そして、憲法、あるいは子どもの権利条約に違反する人権侵害なんだという、そういう位置づけでなければならないと思います。御紹介するまでもなく、憲法ですね、この中で「思想及び良心の自由は、これは侵してはならない」、もう紹介するまでもございますが、19条で定められていますし、それから子どもの権利条約、これは14条で、「締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する」、こういうふうにしております。

福岡県では同じような問題が起きました。このときに、福岡県の弁護士会が次のような警告書を出しております。少し読んでみますと、「国を愛する心情、それから日本人としての自覚といったものは、個人の思想、良心にかかわるものであり、こうしたものを児童の学習到達度を評価する通信表に規定することは、公教育の現場において、特定の思想、良心を児童に強制する結果をもたらすものであり、在日外国人らの人権を侵害するおそれが高い」、こういうふうに警告書を出して、評価項目の削除を求めています。弁護士会もこれは大変だということで、こういうふうな警告書を出しているんですね。

防府では17校中4校が採用したということですが、教育長の御答弁でも各学校でこういう通知表が採用されたと。主体性を尊重していきたいという御答弁だったと思うんですけれども、それは私は大変な問題だというふうに思うんです。各学校の判断だと片づけないで、これを人権侵害として、教育委員会はきちんと改善の指導を行うべきだというふうに思いますけれども、そのあたりは教育長さんのお考えはいかがでしょうか。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、議員御指摘のことは情報として手元にございます。本市の場合の4校プラス1校がありましたから、5校になるわけでございますが、通知表の本来のあり方として、各学校の校長並びに職員の協議のもとに作成するという方向においては、本市の教育委員会からどうこうしなさいという指示は一切しておりません。

ですが、指導要領の精神、あるいは、今、御指摘のありました人権侵害等々の問題等に触れるものであれば、先ほど申しましたように、教育委員会としましては、指導、あるいは助言というものをしていくつもりでございます。

したがって、現段階で過年度のものを全部手元に集めまして、分析し、またどういうふうに評価したかということまで確認をしましたが、実は評価基準、これは規準と基準とあるわけですが、先ほどから議員御指摘にありました「よくできる」「できる」「もう少し」という方が基準というふうになるわけですが、規準の方が要するに、今、問題になっています、例えば国を愛する心情というような評価項目があった場合に、その評価項目自体が果たして評価が可能なものであるのかどうか。あるいは子どもたち、親にとってよくわかるものであるのかどうか、そこの吟味も含めて、見直しをするようにということは指導してまいります。

このたび該当の学校に、ここをこうしなさいという指導は一切しておりませんが、今の子ども、あるいは親の立場からそれを見たときに、正しく理解できるのかどうか、あるいは国を愛する心情ということが評価可能であるのかどうか、この辺までを含めて、各学校は御検討された上で、今、返事が返ってきているわけでございます。

ですが、私自身の心の中には、やはり国民は国を愛するという心情は、どの国であっても、立場は違って、絶対にこれは大事にしていかなきゃいけないことだし、教育の根底において大事にしなければならぬことだと思っています。

さて、教育の内容としましては、目標、あるいは内容の段階で社会科、あるいは道徳の時間でこの教育をするということは、指導要領にうたってありますので、我々としては徹底しなければいけません、それを評価するかどうか、これについては今から十分な検討をしなければなりませんし、特に通知表は学校での子どもたちのいろんな様子、あるいは変わりぐあい、あるいはよさ等々を家庭に伝えるのが主な目的ですから、指導要領とは違ひまして、もっともっと、やはり親御さんなり、あるいは子どもにとってわかりやすく、あるいは自分の夢を実現していく方向でそれが使われていくようなものに変えていくということ、その辺の指導、助言をしていきたいなと思っています。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5 番。

5 番（山本 久江君） 問題のもう一つを言いたかったんですけども、今、教育長さんから言われました、国を愛する心情をどうやって評価するんだという、こういう問題ですね。態度、それから能力評価ですから、子どもは先生に愛国心を持っていると思ってもらえるような態度を示さなければならぬわけですね。子どもはどう努力すればいいのか。先生はどういう基準で評価をするのでしょうか。そこが本当に評価のしようがないというふうに私は思うんですね。

家族愛とか隣人愛、それから国を愛する、世界の国を愛する、このこと自体は大事なこ

とだと思いますが、今回問題になっているのは、通知表でそういう国を愛することを評価をしていく、このことができるのかどうか。子どもの内心に立ち入って、表現の自由まで奪うような、そういう状況になっている、このことが問題なんですよね。そこを取り違えると、大変な問題になっておりますように、もっと背景があって、今、教育基本法の改悪の問題とかいろんな問題が出てきております。そうした中でこの問題が出てきているというふうに思いますが、評価のしようがないではないか、このことを申し上げたいというふうに思います。

それで、光市なんですけれども、同じ山口県内で光市は7校でしたか、市内小学校全校でこれを採用しておりました。この6月の議会で光市の教育委員会が考えを示して、光市の教育長さんが答弁をされております。

光市ではこういうふうに今後されるようです。答弁を紹介しますと、「通知表は校長の責任で作成をされ、指摘の事柄は校長会と話し合った。学習指導要領の目標、文言がそのまま記されていたり、難解で理解しにくい部分が多いので、全面的に見直すよう検討委員会を立ち上げたと校長会から報告を受けた」。このように教育長さん、述べられております。光市では父母にわかりにくい文言があるということで、来年度全面的に再検討されるようでございます。

新聞報道で見ますと、国を愛する心情などを通知表に使った学校のある自治体の数というのは、今全国で3,000を超える自治体がありますけれども、28自治体なんです。そのうちの1市が防府市でございますけれども、ぜひ再検討されますように、教育委員会として、今、教育長さんは人権侵害ということであれば指導していくというふうな御答弁でございましたけれども、そのことを指導していただきたいというふうに思います。

15年度の通知表は、各学校で今検討されていると思いますけれども、その状況はどうなっているのでしょうか。そのあたり。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今の小学校の方につきましては、委員会の方からここをこうせよ、ああせよということは言うつもりはございませんけれども、一応拝見させていただくということですが、まず該当の5校については、校長の責任において職員会の中での検討の結果、すべて違う項目になっております。

実はこれを申します前に、文言はあったんですけれども、実際の評価の規準、何を評価するというのを資料を全部分析してみましたら、全然そのことに触れていないんで、皆、歴史、あるいは政治等の学習に取り組む姿勢ということで、中身と今の表に出ているものと全然違うんです。どの学校も一切国を愛する心情というものを評価した形式は全く

ございません。あるいは、日本人としての自覚というところもございません。違う項目でありながら、結局サンプルとして流れました指導要録の記載のこの文言を急遽おかりしたという感じがするんで、そうやってこのたび該当の学校を含めて用語の全面的な見直しと、要するに子どもが見てもわかるように、あるいは親御さんが十分わかるように見直しをしていただきたいということで、該当の学校も全部違う項目になっております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 了解いたしました。

この間、こういう新聞報道で事実を知った父母、それから市民から、こういう評価のある通知表をやめるようにと、こういう申し入れなどがいろいろ行われております。今、教育長さんの御答弁では、平成15年度ではこういう文言は消えているというお話でございましたので、了といたしますが、ぜひ保護者の声が今後とも反映されるような学校運営等にしていきたいなというふうに思っております。この問題では、以上でございます。

議長（中司 実君） 2を終えて、3の中小業者支援対策についてをお願いします。財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、中小業者支援対策についての御質問にお答え申し上げます。

小規模修繕契約希望者登録制度の創設についてのお尋ねでございますけれども、現在本市が発注をいたしております建設工事等におけます業者選定につきましては、工事等の品質と完成を確保する必要がありますことから、建設業法に基づきます建設業の許可及び経営規模、経営の状況、技術力、社会性等を総合的に評価する経営事項審査を受けました業者で、本市の入札参加資格審査で認定を受けた登録業者の中から選定をいたしておるところでございます。

議員御提案の小規模修繕契約希望者登録制度は、本市が発注をいたします簡易な修繕工事につきましては、現行の登録業者以外の中小業者に受注機会を与えるという制度でございますけれども、たとえ簡易な修繕工事でありましても、その発注に際しましては業者の信頼性及び安全な施工の確保が重要不可欠でございますので、現行の登録業者を対象に発注すべきものと考えておるところでございます。

また、現在登録されておられます業者の中にもかなりの中小業者の方々がおられますが、現在の大変厳しい社会経済情勢下におきましては、たとえ簡易な修繕工事でありましても、受注を期待をされておられるところでございます。制度が導入されることによりまして、この受注機会を失うことは大変な混乱を招くことが懸念されるわけでございます。

つきましては、この制度を既に導入されておられる自治体もあるというふうに聞き及んでおりますけれども、本市におけます公共工事の発注に際しましては、今後とも一定の基準を満たしている現行制度の登録業者に発注してまいりたいというふうに、今、考えておるところでございます。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 大変な深刻な不況が続いております、壇上でも申し上げましたように、まさに地域の経済を支えていく、この中小企業の経営というのは、大変厳しくなっている。そうした中でも、中小企業の中でも全国的に事業所の約7割を占めて、そして雇用の面では約4分の1を占める小規模事業者の経営基盤、これが本当に深刻である事態になっております。

今の状況を見ますと、個々の企業とか、事業所の倒産、あるいは廃業は失業を生み出していく。そして、さらに地域経済の基盤を崩していく、こういう連鎖が生まれているのではないかというふうに思いますが、松浦市長にお尋ねをいたしますが、こうした防府市の地域経済を支える地元の中小業者、小規模事業者が本当に元気になれるように、自治体としても身近で実際に即した対策、経営基盤に立ち入った支援などをいろんな形でさまざまな支援対策が必要だと思っておりますけれども、地元企業の育成、そしてそのことが地域経済に必ずいい結果をもたらしていくんだと。元気な事業所、小規模事業者や中小企業を育てていくんだと、そういう自治体の姿勢であらねばならないのではないかというふうに私は思うんですが、そのあたり、市長のお考えをまずお尋ねをしたいと思っております。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 同感でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） そうした中で、やはり地元の中小業者、小規模事業者が本当に大変な状況に陥っているということは述べましたけれども、この小規模事業者のこういう登録制度がなぜ全国に広がっていったか。それはやはり自治体がこうした業者をもっともっと支援をしていく必要があるんだという、こういうことが広がっていったわけですね。

埼玉県では既に本当に7割を超える、8割を超える、そういう自治体でこの制度が利用されているんです。先ほどの御答弁でいきますと、一定の基準を設けなければ信用性がないんだと。これは大変な問題があるのかと思っておりますね。

小規模事業者でいろんな企業の下請け、孫請けで公共事業を受けてやっておられる事業所はたくさんありますよ。入札参加資格はなくても、きちっとした仕事をできる業者は本当にたくさんあるんです。そうした業者が登録をして、そして見積もりを出しながら随契

でやっていくという方法がなぜとれないのか。このことで、もし本当にこうした事業者が元気になれば、市の発展にもつながっていくのではないのでしょうか、福島市長が言われるようにですね。そういう姿勢をお持ちになることはできませんでしょうか。市長。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は常に今のこの社会というものは競争の社会であろうと思っております。したがって、その競争の中には特に公にかかわる業務のことになりますれば、公平で平等な、そして透明性の高い状況でなくてはならないと、そのように思っております。

したがって、公共を相手に事業をなさる、あるいは御商売をなさる方々はすべて御登録をいただき、そして安心して市民の、これは市民のために安心して発注し、安心しておつき合いが可能な業者を選別していく責務というのは、私どもには当然課せられているものである、そのように感じております。

そういう意味におきましては、中小零細の業者であろうと、幾らでもその競争の中に参画する機会が私はちゃんとあると、そのように考えておりますので、ちゃんと登録をされて、そしてちゃんと競争の中にお入りになられればよろしいのではないかと、そのように考えておるところでございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 今の市長の御答弁は、本当に小規模な事業者の頑張っておられる状況、全く意に反した御回答だったというふうに思います。

地元の中小業者をどう育成していくかが市長の責任ではございませんか。そうした方々の仕事は本当に素晴らしいものがありますけれども、そうした方々の力をどう引き伸ばしていくのか、そのことが市長に問われているのではないかとと思いますが、今の御回答では、本当に皆さん悲しくなる思いでいっぱいではないのでしょうか。

財務部長さんにお尋ねをいたしますが、50万以下の修繕工事、防府市ではどの程度やられているのか、このあたり、ちょっと数字を教えてくださいと思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） ただいまの御質問でございますけれども、50万未満の修繕工事でございますが、平成14年度の実績でございますけれども、例えば清掃施設でございますとか、ポンプ場、または機械設備、修繕工事、ガス、水道等いわゆる専門の業者さん、対象になります指定業者さんを除きます件数は、約450件。事業費につきましては9,000万円というふうなことになっておるところでございます。

以上です。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） もう時間がございませんけれども、本当に市長の御回答には怒りを覚えています。全国で試され済みのこの制度です。市内の小規模事業者が仕事が確保できて、本当に助かるんだ、こういう制度でございますけれども、厳しい防府市の財政状況の中でも地域経済活性化のための地方自治体としてやれることは工夫すればあるということ。こういう制度をぜひ実現をされるように、今後とも検討をしていただきたいというふうに思います。

先日も防府の中小業者の団体であります防府民主商工会からも要望書が出されております。毎日の厳しい経営環境の中で、あずの見通しさえも立たない深刻な状況だと訴えておられます。この制度の実現に向けて、ぜひ松浦市長を先頭に、中小企業育成のために、そういった制度を実現をしていただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（中司 実君） 以上で、5番議員の質問を終わります。

ここで、5分間、暫時休憩をします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時39分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

次は、16番、木村議員。

〔16番 木村 一彦君 登壇〕

16番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、明確で誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず最初に、県央部2市4町の合併について質問いたします。

県央部合併は既に3回の合併協議会が開かれ、新市の名称、新市の事務所の位置、議員・農業委員会の委員の定数及び任期に関する小委員会もそれぞれ1回ないし2回開かれて、いよいよこれから実質的な協議が始まろうとしております。

そこで第一に、新市の事務所の位置等に関する市長の言明について、お尋ねいたします。

市長は去る5月26日の定例記者会見におきまして、県央部が合併したときの新市の庁舎の位置について、「2市4町の市民の利便性がよく、将来新市の核として発展性のある防府市がふさわしい」と述べ、「JR防府駅北側の市有地などが拠点として十分機能を果たす」と具体的な場所にも言及しておられます。

この問題については、ことし2月の第2回臨時会でも市長の考えをただす質問が複数の

議員からありましたが、市長は「相手様との協議でございますので、今これだというふう
にこだわりを持って、そういう了見で協議の場へ出ていくことを私は潔しとしておりませ
ん。みんなで胸襟を開いて、法定協議会の中でいろいろな立場の方々と議論を重ねていく
ことが一番いいのではないかなと、そういうふうに私は考えております」とされて、明言
を避けてこられました。その後、新市の事務所の位置選定小委員会が1回開かれておりま
すけれども、実質的な協議はこれからというところでございます。

こういう時期に、あえてさきの記者会見の発言をされた真意は何なのか。この問題は市
民の大いに関心のあるところでありますので、明確な御答弁をお願いいたします。

また、実際に防府駅北側の市有地に新庁舎の建設は可能と考えておられるのか。防府市
における新市の庁舎を実現するために、今後どのような取り組みをしていくお考えなのか。
さらに同じ記者会見で、「庁舎の機能のあり方については、各庁舎の機能をほぼそのまま
残す総合支所方式がよい」との考えを述べておられますが、その理由は何なのか、あわせ
てお答え願いたいと思います。

合併に関する質問の第2に、小郡駅の駅名変更に伴う諸問題についてお尋ねいたします。

現在、新幹線のぞみを停車させるためとして、小郡駅の駅名を新山口駅に変更する話が
進んでおります。巷間伝えられるところによりますと、JR側が駅名変更をのぞみ停車の
絶対条件としたので、急遽、小郡町長が駅名変更を決定したと言われております。

これは2市4町の合併とも密接に関連する問題でありますが、このことについて、市長
はどのように認識しておられるでしょうか。また、駅名変更には、億単位の費用がかかる
と言われ、防府市もその一部を負担するよう求められていると聞きますが、これについて、
市長のお考えはどうでしょうか。率直なところをお聞かせいただきたいと思います。

合併に関する質問の第3は、財政シミュレーションについてお尋ねいたします。

市はこれまで出前講座などにおいて、県央2市4町が合併すると、年間2
5億7,000万円の経費削減ができるとしてまいりました。出前講座のテキストにより
ますと、スケールメリットが働き、合理化が図られる。首長、助役等が15人から3人へ、
議員が132人から46人へ、一般職員が2,367人から1,851人へ、それぞれ減る
ので、議会費が3億4,000万円、総務費が22億3,000万円、合計25億7,00
0万円削減できるというわけであります。

極めて単純明解な計算のようでありますけれども、この計算の根拠は何なのか。また、
25億7,000万円削減という見通しは現在も変わらないのか、お答え願いたいと思ひ
ます。

合併後の財政を論じる場合、単なる人員の削減計画や類似都市との比較ではなく、市独

自の財政分析に基づく見通しが必要であります。こうした合併後の財政計画は新市建設計画の根幹となるものでありまして、法によって、その策定が義務づけられております。

そこで、この財政計画、いわゆる財政シミュレーションの策定について、現在市としてどのように取り組んでおられるのか、実情を教えてくださいたいと思います。

一方、法定協では合併後10年間の財政計画となっているようでありまして、これでは交付税の算定替え措置が終わり、交付税が新市の規模に応じて削減される10年後以降の財政がどうなるのか全くわかりません。同じ時期に合併特例債の償還がピークを迎えるわけですが、その財政負担がどうなるのかも全くわかりません。これまでの議会でもたびたび指摘してまいりましたけれども、財政が深刻になるのは、合併10年後以降ですから、10年間の財政計画しか示さないというのは、住民に対して無責任なものになりはしないでしょうか。私は、最低でも合併後20年間のシミュレーションが必要だと思っておりますが、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

合併に関する質問の第4に、事業所税についてお尋ねいたします。

30万都市になることによって、1,001平米以上の床面積を持つ事業所、及び101人以上の従業者を持つ事業所に新たに事業所税が課せられることとなります。床面積1平米当たり年間600円、従業者1人当たり年間給与総額の0.25%が課せられるこの税金は、いわゆる外形標準課税でありますから、その事業所がたとえ赤字であっても払わなければなりません。深刻な不況の中で、これは市内の大手企業及び中堅企業にとって、大変な打撃になることは間違いありません。

また、事業所の規模の縮小や雇用問題にも波及するおそれがあり、そうなれば、一般市民にも深刻な影響を与えます。したがって、合併に伴う重要事項の一つとして、事業者や一般市民に広く知らせる必要がありますが、これの周知徹底はどのようにされているでしょうか。また、市内には該当する事業所がどのくらい存在すると考えておられるでしょうか。お答えを願いたいと思います。

以上で、合併に関する質問を終わります。次に、駅北再開発ビルにおける公共公益施設について質問いたします。

懸案となっておりました駅北東街区再開発ビルにおける公共公益施設については、去る5月13日に公共公益施設検討懇話会がアスピラートとの一体的利用を前提とした、現図書館の移設と市民活動支援スペースを導入する内容の提言を市長に行っております。

市長も5月26日の記者会見で、「可能性は大いにある」とほぼこれを肯定され、また今月10日に開かれた中心市街地活性化対策調査特別委員会でも、この内容に沿った報告と説明がなされております。

この問題は、議会でもたびたび取り上げられ、ビルの建設だけは決まっていますが、都市計画決定など手続はどんどん進んでいるものの、肝心の公共公益施設の中身は決まっていないという状態が長く続いてまいりました。このため、始めに箱ものありきではないか、こういう批判も強まっていたところでもあります。地元組合主導という形で計画が進んでおりますけれども、市の初期投資額34億2,000万円という巨額の税金をつぎ込む事業であり、市民の立場からすれば、本当に役立つものにしてほしいという要望は切実であります。

再開発事業そのものは、午前中の一般質問の御答弁でもありましたけれども、中心市街地の活性化、とりわけ地元商業の振興というのが最大の目的となっております。しかし、公共公益施設については、まず市民の要望が最優先されるべきであります。

そこで改めてお尋ねいたします。再開発ビルに公共公益施設を導入するそもそもの趣旨、目的は何でしょうか。また再開発ビル全体における市の役割、責任分担はどのようなものでしょうか。お答え願いたいと思います。

一方、現在の市立図書館に対する市民の不満は根強いものがあります。位置的に極めて不便だ。館内が狭く、見られる図書も少ない。駐車が不便だ等々、改善を求める声はあとを絶ちません。もし、巨費を投じて再開発ビルに図書館を移設するのであれば、それに見合うだけの改善がなされなければ、市民は納得しないと思います。

そこで、お尋ねいたします。再開発ビルに移設される図書館は現在の図書館と比較して、どのように改善される見通しなのか。面積や機能、利用者の利便性などの点で、どのように現在とは違ってくるのか。この辺の明確なお答えをお願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（中司 実君） 16番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは県央部合併についての御質問にお答えいたします。

まず、新市の事務所の位置の発言内容についての御質問でございますが、これまで私は合併に関する協議はあくまで法定合併協議会の中で行うべきであるとの立場を通してまいりましたが、御承知のように、本年3月、法定合併協議会が設置され、4月10日開催の第2回合併協議会において、新市の事務所の位置選定について小委員会に付託されました。

我が防府市は古くから政治、経済の要衝として重要な役割を果たしてまいりましたし、現在も都市計画法に準拠した秩序ある健全なまちづくりを進めております。歴史的背景からも、将来性においても、防府市が新市の拠点としての役割を十分担っていけるものと確信しておりますので、小委員会に臨む姿勢として、防府市の立場を定例記者会見で申し上げ

げたところでございます。

また、総合支所方式につきましては、新市の広大な地形を考慮した場合、事務所の機能として、総合支所方式が旧市町単位での住民サービスを低下させないための有効な行政機構の一つであると認識しております。

そして、この場合、旧市町の事務所を従来どおり活用することで、本庁での事務所の機能としては、企画、総務等の中枢管理部門のみで事足りることとなり、そういった意味では、防府駅北側の市有地も事務所の位置候補地として考えられますので、一例として申し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、事務所の位置や機能等につきましては、引き続き小委員会や法定合併協議会において、議論されてまいりますので、御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、小郡駅の新山口駅への名称変更についての御質問ですが、小郡駅へののぞみ停車のJRへの要望等につきましては、のぞみ運行開始時の平成5年より山口県及び関係市町等において、鋭意努力されてきたところでございます。そして、本年2月に山口県や小郡町の要請を受けまして、初めて2市4町が合同して、のぞみの小郡駅停車に関する要望書をJR西日本に提出したところです。

その後本年4月に東海道新幹線品川駅の開設に伴う10月のダイヤ改正に当たり、駅名変更の打診を受けて、岩城小郡町長が駅名を新山口駅に変更することを決断されたと承っております。

防府市といたしましては、のぞみの小郡駅停車につきましては、県央地域の活性化につながるものと喜んでおりますが、駅名変更につきましては、小郡町が判断されたことでございます。

なお、駅名変更に伴う経費負担につきましては、現在のところ、県及び関係市町からの協議要請はございません。今後、協議の申し出があった時点で検討し、議会に御相談したいと考えております。

次に、合併によってもたらされる経費節減額並びに合併後の財政シミュレーションについての御質問ですが、まず合併に伴う経費の節減額につきましては、合併が行われた場合、規模の経済が働き、人件費や内部管理経費などの諸経費の節減が可能となり、県央中核都市建設協議会の試算によりますと、その節減額は2市4町では約25億7,000万円とされております。これは合併後に推計される総務費及び議会費と現状の経費とを比較したものでございますので、あくまで参考の数値として御理解を賜りたいと存じます。

また、2市4町が合併すると、人口が30万を超え、中核市の要件を備えることとなり

ます。そして、中核市としての指定を受ければ、福祉部門等の行政サービスをより身近に、しかもより早く提供できるようになりますが、その反面で人件費や管理運営経費等の経常的経費も当然生じてまいることとなります。

いずれにいたしましても、合併に伴う効果を確実なものとするためには、ある程度の時間を要しますので、この間、国や県の特例措置や財政支援を活用して、新しいまちづくりを計画的に進めていく必要があると認識しております。

次に、向こう20年間の財政シミュレーションをつくるべきではないかという御指摘ですが、御承知のように、合併特例法では合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために、市町村建設計画を策定することが定められております。この中で、事業計画及び財政計画につきましては、長期にわたるほど、乖離が大きくなる可能性がありますので、その制度に留意する上からも、法定合併協議会では向こう10年間の新市建設計画を策定することとしております。

現在、法定合併協議会の下部組織であります2市4町の財務部会において、具体的な財政シミュレーションの検討作業に入っておりますので、今後新市建設計画案が法定合併協議会で協議される段階で、その概要が示されることとなります。

なお、20年、30年先を見据えたまちづくりを考えていくことは、大変重要なことと認識しておりますので、当然5年ないし10年ごとに見直しを行いながら、将来を展望した計画的なまちづくりと効率的な財政運営に努めていくことが必要になってまいろうかと存じます。

次に、事業所税についてでございますが、本税は都市環境の整備や改善に要する費用に充てるため、昭和50年に創設された目的税で、事業を行う法人や個人に納税義務が生じるものでございます。

事業所税に関する市民や事業者への周知徹底につきましては、2市4町で歩調を合わせながら、実施することとしており、先般、商工会議所の役員及び常議員会委員の皆さんに本税の概要を御説明申し上げたところでございます。

今後も合併協議会だよりや商工会議所だよりを活用してPRしてまいるとともに、出前講座はもとより、個々の問い合わせや御相談等については、資料を提供いたしながら、周知徹底に努めてまいります。

なお、お尋ねの対象事業所数につきましては、資産割、いわゆる事業所床面積が1,001平米以上の事業所が230社、従業者割、いわゆる従業者数が101人以上の事業所が30社程度と思われませんが、非課税措置や課税の特例措置がございますので、今、申し上げました事業所すべてが課税対象となるものではなく、また市町村合併特例法

により、合併後5年間は課税団体として指定されることはないことを申し添えさせていただきます。

再開発ビルにおける公共公益施設についての御質問につきましては、総務部長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） まず最初に、市長の記者会見における言明について、再質問させていただきます。

実は、ことしの2月の臨時市議会で、2人の議員がこの問題について市長の腹の内と申しますか、早くきちっと明かしてくれと、こういう趣旨の質問をしております。

市民が、庁舎がどこに来るかということは最も関心を持っている問題であって、市長はぜひともその辺では市民の代表として、どういう姿勢で法定協に臨むのか、明らかにしてほしい。これを2人の議員が重ねて質問したわけでありますけれども、これについては、先ほど壇上で申し上げましたような御答弁があったわけであります。

今の御答弁ですと、新市の事務所の位置の小委員会を発足したので、それに臨む姿勢を明らかにしたんだ、こういうことであります。それはそれとして、結構なことだと思いますが、やはり議会に対して、タイミングの問題があったのかどうか知りませんが、やはりどうせ記者会見でああいうふうに明らかにされるのなら、もう少し議会に対して早く明らかにしてほしいかということですが、この点について、もし御事情、話せる範囲であれば話していただきたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 確かにタイム的な差があることは御理解をいただきたいと思うんです。2月の段階では、法定合併協議会を設置していくことに全力を注ぐべき段階でございました。そして、幸いに3月にすべての足並みがそろって、合併協議会がスタートしてまいりました。その段階で他の市町長からいろいろな御発言があったことは御承知のとおりでございます。そうした流れの中で法定合併協議会というものが開設され、小委員会が設置されていった。そういう時間的な推移の中で、今6月議会での表現では多少遅きに失する、時期を失する局面もあるのではないかというような思いの中で、私個人の意見として述べたことございまして、あくまでもそういう感覚で受けとめていただけたらと思う次第でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） ぜひ、そのような言明をされたからには、市民も全部知っているわけでありますから、全力でその言明に責任を持つようにしていただきたいというふ

うに思います。

そこで、もう一つの問題、総合支所方式がよいと、こういうふうに言われたわけですが、これはさきに行われた新市の事務所の位置選定小委員会でも、3つの方式が提示されまして、一つは本庁方式ですね。本庁に主だった機能を全部集中する。従来の市役所、町役場は窓口業務だけ、こういう方式です。いわばこれが合併のスケールメリットや何かを生かす上では最も典型的なやり方だと言われております。それから、もう一つは分庁方式と言いまして、旧来の役場がそれぞれ役割分担して行くということ。

最後に、総合支所方式ということで、本庁には今市長が言われたように、総務、財務、企画、その他、そういう部門だけを集中して、あとは従来どおり旧役所、役場がほぼ今までと変わらない機能を果たしていく、こういう方式であります。それぞれのコメントがつけられておりまして、この総合支所方式は住民には抵抗感がない。従来とほとんど変わらない形で役所、役場が存在するわけですから、抵抗感がない。そのかわり、合併のメリット、いわゆる削減効果といいますが、こういうものは余りない。余り期待できない。しかも、新市の一体感が醸成しにくい。従来どおりですから、新しい市ができたという意識が住民には余りない。こういうことであります。

その辺で市長が、今、言われた住民サービスを低下させないということはわかりますが、これまで主張されてきた合併によるメリットを生かすという点では、逆にこの総合支所方式というのは、例えば職員の削減問題一つとっても、矛盾する問題であります。その辺で、なおかつこれを選択した方がよいというふうにお考えになっている理由、住民サービスは低下させないという点はわかりますが、一方で合併のメリットを生かすことは余りできない。その辺ではどう考えておられるのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず職員の定数が総合支所ではメリットがないのではないかと、あるいは本庁方式ならメリットがあるのではないかと御指摘でございますが、私は仮に本庁方式であったとしても、すぐメリットが出てくるわけにはいかない。職員の定数というものは、私の頭の中では20年ぐらいかかってようやく現在の30万の都市が抱えている職員の数程度のところに収れんされていくような、非常になだらかな状態になっていくのではないかなと思っておりますのが一つ。

それから、総合支所方式に仮になった場合でありまして、例えば議会事務局の職員さんの数が現在の6市町の議会事務局の数を全部合わせて足したほどの数は必要ございませんし、秘書機能を持ってあります部門につきましても、全員が必要になるわけではないわけですし、あるいは財務、あるいは企画等々の分野におきましても、現在のそれ

それぞれの2市4町でつかさどっておられる職員の数ほど、それが全部かかっていく必要はない。

そうなると、一時的な状況ではありますが、むしろ総合支所における市民サービスはますます向上する状態が、一時的ではありますが、出てまいるのではないか。そして、だんだん仕事にもなれ、2市4町の大きな広域での仕事にもなれしていく間に、年数とともに職員の数も徐々に徐々に減っていく状態が出てくると、こういうことでございますので、一概に本庁方式ならばメリットが大きく、総合支所方式ならメリットが少ないというようなわけにはいかない、それは当てはまらないのではないか、そんなふうを考えておるところでございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 比較の問題ですから、確かに一遍にすべてはがらりと変わらないわけでありましたが、それにしても、総合支所方式という形では従来言われてきたような人員削減を中心とするいわゆる合併のメリット、これは本庁方式に比べれば生かされないということははっきりしていると思います。この点は、そのぐらいでおいとおきたいと思います。

次に、小郡駅の駅名変更問題ですが、これは、今、おっしゃったように、4月25日の新聞に出ておりますが、小郡町長がのぞみ停車のために駅名変更するということを発表した日の新聞に、このように載っております。「防府市の松浦正人市長は、県央部の活性化につながるとサインを示した。ただ」ということで、「のぞみ停車は県にとって長年の課題であり、新庁舎の建設位置とセットになっているとは信じがたいと思っている。そのような話があるなら」、つまり、新庁舎の建設位置とセットになっているという話があるなら、「受け入れられないだけでなく、合併論議に水を差すと釘を刺した」、こういう報道がされております。

この辺について、改めて現在のお考え、お伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） あの段階では報道の方々から御質問書がまいりまして、その御質問書に正確に、質問書を私ここに持っておりませんが、その設問に私が答えたということでございまして、そういうことを私が率先して述べたわけではございません。こういうふうになつた場合にはどうなるのかという御質問であったような気がしております。

そしてまた、私がお答えをそのときいたしましたことについては、現在も全く私の気持ちに変わりはありません。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 実は、この問題では、小郡町民の間からも、小郡町長に対して大きな批判が出ております。中でも、小郡町の将来を考える会という住民組織が結成されておりますけれども、この会が岩城小郡町長に対して、「何も長年、これでは100年以上の歴史を持つ小郡駅という駅名を変えることはないじゃないか」と。町長の説明では、「JR側がダイヤ改正に当たって、今の小郡というようなローカルな駅名では「のぞみ」を停車させることは難しい」、こういうふうなJR側の意向だったので、急遽、本当に急遽、全く議会にも図っておりませんようですが、新山口に変える、こういう発表を町長がされたわけでありまして。

しかし、事実はかなり違うようであります。この小郡町の将来を考える会がJR西日本に公開質問状を出しております。それへの回答でこのようになっております。JR小郡駅名の変更に関する質問状への回答ということで、5月26日に回答書が寄せられております。「平成15年秋の新幹線ダイヤ改正に向けた検討の中で、「のぞみ」の停車駅の検討を行っております。この機会をとらえ、従来地元から御提案のあった小郡駅の駅名変更について、山口県へ打診を行いました。その後、小郡駅の駅名変更について、4月21日に山口県を通じて、新山口への駅名変更の要望書をいただいております」。これを素直に見れば、JRが新山口にしなきゃ止めないと言っているんじゃないし、山口県と小郡町が逆にこういうふうに変えたいということをJRに要望書を出して、それにJRがこたえている。そういうことならそういうふうにしませう。これが事実の、JR西日本の回答ですよ。だから、事実は小郡町長が言われているのとはかなり違うわけです。

先ほど市長も言われたし、記者会見でもさっき述べた新聞記事でもありますように、もしこれが事実とするならば、我々防府市民としてはどうにも納得できない。山口県が主導して新山口に変えてくれと、こういうふうに言っているとすれば、しかもその費用負担を一部防府市に求めてくるとすれば、全く論外であると思わなければならないけれども、この辺の市長のお考えはどうでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も同じ回答書の写しをちょうだいしておるところでございますけれども、私が見る限りは 確かに言葉はそのとおりでございます、同じ文章ですから。私が見る限りは、従来地元から御提案のあった小郡駅の駅名変更について云々というところでございますが、従来地元から御提案のあったというのは、過去の経緯を見ても、早い段階で小郡商工会議所、今は合併して山口商工会議所となっておりますが、旧小郡商工会議所がそのような要望を提出されておられる。そのことをJR側に提出されて

おられる。そのことをJR側がおっしゃっておられるのではないかと、こういうふうには受けとめているところでございます。

それから、小郡のお話につきまして、私がどうこう申し上げる立場にはございませんけれども、私の個人的な耳には、小郡の発展のために小郡町長はよくぞ決断をされたと、こういうふうな評価が私の耳には入っていることもお伝えをしておきたいと思います。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） これ、読み方の違いだと思いますが、いずれにしろ、山口県への打診を行い、また山口県から新山口へ変更してほしいという要望書をいただいておりますから、事実は私はかなり違うと思います。先ほどの庁舎の位置の問題も含めて、本当に防府市が防府市民のための合併をする上では、もし合併をするとするならば、こういう動きについては私は見過ごせないのではないかと一言申し上げておきたいと思います。

次に、財政シミュレーションの問題に移りたいと思います。25億7,000万円が削減されるというのは、これは先ほどの市長の御答弁では一つの参考数字だと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、しかしそれでは済まされないと思います。実際に出前講座のテキストには、大きく25億7,000万円も経費が減るんだよと、こういうことが書いてあります。私が先ほど壇上で申しましたように、これだけの人間が減る、だから25億7,000万円も毎年減るんだよと。大変いいことだ、このようにとれるようにちゃんと書いてあるわけですね。しかも、新聞でもそれが報道されております。25億7,000万円削減というのは、もうひとり歩きしているんですよ、現実問題として。ですから、一つの参考資料ということでは済まされないし、先ほど御答弁ありませんでしたが、この25億7,000万円の削減というのは、今でもこういうことができると考えておられるのかどうか、もう一度御答弁願いたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほども申し上げましたとおり、一つの参考の数値としてああいう数字が出ておるわけで、それを地域懇談会等で御説明を申し上げるときには、必ずそういう言葉を前後に挟みながら、市民の方々に御説明をしてきたはずでございます。

私といたしましても、仮に予定どおりの合併が実現され、そしてさまざまな困難な時期を乗り越え、きちっとした体制ができ上がる20年ぐらい先になったときには、比較すれば、そのぐらいの行政経費、総務、議会等々を中心として、削減されていくことにつながると、そのように考えておることには変わりはありません。

議長（中司 実君） 16番。

16番(木村 一彦君) こういう財政の見通しの問題は、アバウトというか、参考の数字とか何とかということでは、私はいけないと思いますね。実際に財政がどうなるのか、きちんと今の時点で可能な限りの分析をして、正確な情報を市民に与えていかないと、実はあれは参考的な数字だったんだ。はっきりした根拠はわからないんだ。大体こうなるであろう、なるかもしれないという数字だということでは、私は市民に対しての責任は果たせないと思います。

そこで、壇上でも言いましたし、今の御答弁でもはっきりしましたけれども、やはりきちんとした財政の分析に基づいた将来見通し、シミュレーション、これが必要だということは今の議論を通じてもはっきりしてきたと思います。

先ほどから、市長も繰り返し言われておりますが、20年後を目指して、20年後ぐらいにはこうなるであろうという話を繰り返しされました。したがって、やはりシミュレーションも20年後、10年間の交付税の算定替えの特例措置、これが終わって5年間でだんだん減らされていく。そして15年後からいよいよ新市の実情に合った交付税が交付されるようになるわけですから、それからの財政が実際は大変なわけですから、そのことを抜きに、このよい状態のところだけとって、財政シミュレーションをやったのでは、これはだめです。本当に責任のあるものにはなりません。そういう点ではぜひ20年というスパンで出していきたい。これは法定協にもぜひ要望していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

時間がまいりましたので、合併問題は最後、事業所税の問題です。この事業所税の問題が大変重要な問題であるということは、市長も認識されておるとと思います。現に私どもに入ってくる話でも、市内の中堅企業の経営者の方々、大変深刻に受けとめておられる方が少なくありません。

この問題は、壇上でも申しましたが、そういう経営者の方々だけでありません。もし、1,001平米以上かかってくるなら、経営が苦しいときだけに、1,000平米以下にしようというふうに考えるのも、これまた経営者として当然のことですし、101人以上が税金かかるなら、100人以下にしたいと考えるのが、経営者としては当然のことだと思います。

そういう意味では、事業所の縮小や雇用の縮小ということが当然起こってくるおそれは十分あるわけです。そういう面で、市民に大きな影響がある。ですから、これもほかのことと同様、やはり広報その他で一般市民にも広く知らせていく必要があると思います。商工会議所の役員さんに説明したとか、そういう程度のものでなくて、もっと重要問題として広報その他でやはり紹介していく、知らせていくということが必要だと思いますが、

その点についてのお考えはいかがでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 他の1市4町と足並みをそろえて、きちっと対応してまいりたい。また、特に防府市は事業所等大変多い地域でございますだけに、わかりやすく御説明をしてまいる責任があると、そのように感じております。

議長（中司 実君） 1が終わりまして、2の再開発ビルにおける公共公益施設についてをお願いします。総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、市街地再開発ビルの公共公益施設の位置づけと市の役割、責任分担についての御質問にお答えします。

まず、公共公益施設が導入される市街地再開発事業の位置づけですが、防府市の最上位計画である防府市総合計画や第二次山口県中部中核都市構想基本計画、山口コアポリス21プランを踏まえて策定されました防府市中心市街地活性化基本計画の中で、街は生活の場とされ、中心市街地の再構築に当たっては、街なか居住、街なか商いをコンセプトとした整備目標が定められております。市街地再開発事業は、まさにこの目標を実現させる事業であると考えております。

さらに、第3次防府市総合計画では、施策の大綱の1つである元気がにぎわう街づくりの中で、防府駅周辺の整備が掲げられており、そこでは商業の活性化、住宅の整備とあわせ、中心市街地における市民の利便性を高め、都市機能を充実させるため、市民が交流を深めることのできる公共サービス機能の導入を図るとされております。

そこで、この市街地再開発事業に導入する公共施設ですが、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業公共公益施設検討懇話会の提言にも述べられておりますように、併設される商業施設や住宅施設のコンセプトに呼应し、市民の日常活動に密着した日常生活支援の拠点施設と位置づけ、さらに隣接するアスパラートとの相乗効果を図ることにより、中心市街地に回遊性と滞在性を取り戻し、新たなまちのにぎわいと文化の向上を創出することに寄与する核施設として、また市民の誇りと愛着が得られる施設として整備してまいりたいと考えております。

商業施設を公共公益施設が側面的に支援することにより、恒常的な集客力が高まり、この市街地再開発事業が駅南地域から駅北地域の既存商店街、さらに天満宮へという新たな人の流れを生み出し、中心市街地の活性化の拠点となることを期待しているものでございます。

次に、図書館移設に伴う諸問題についての御質問にお答えします。議員御承知のとおり、現図書館は総面積3,000平方メートル弱でございますが、その内訳は開架室、書庫等

図書館の根幹にかかる部分が約1,450平方メートル。残りの1,500平方メートルが会議室、機械室、車庫等の附属施設となっております。

御質問の移転後の面積でございますけれども、具体的な面積、配置等の詳細は基本設計の段階で検討してまいります。計画では図書館の根幹部分につきましては、市取得床で整備する開架室、参考室等で約1,500平方メートル程度。また、地域振興整備公団出資会社である防府地域振興株式会社から賃借し、商業基盤施設として設置する子ども図書コーナー、AVコーナーの約400平方メートル程度を加え、約2,000平方メートルを図書館の基本機能としております。

会議室、研修室等につきましては、懇話会の提言にありましたように、市民活動支援等の機能との共同利用となりますけれども、これが1,500平方メートル程度。これに子育て支援の託児機能を加えて、図書館とすれば、約3,700平方メートル程度にしたいと思っております。

また、再開発ビルコンセプトはゆったりした空間とユニバーサルデザインとしておりますので、幼児から高齢者ですべての市民が気軽に安心して利用できる施設となるよう、配慮をすることとしております。

したがいまして、移転後の図書館については、新しいイメージの図書館として、街なか図書館として十分に面積、機能等を確保できるものと考えております。

議員の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

以上です。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） ただいまの御答弁を聞きまして、また午前中の同僚議員の一般質問に対する答弁を聞きまして、どうも私はそもそも論でちょっと違うのではないかという感想を強くしております。

図書館というのは、図書館法の第1章第1条で、この図書館というのは「社会教育の一環として、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする」、こういうふうになっているわけですね。だから、この図書館自体は独立した、非常に大きな高い位置づけが法律でもされているわけです。ですから、市街地再開発の一つの手段としてとか、あるいは商業の活性化のためにとかというような他の目的に従属させられていいようなものではないと。もっと高い意義を持った施設であるというふうに思っております。

そういう意味でも、どうもいろいろ御当局のお話を聞いていますと、言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、市街地再開発や、あるいは商業の振興の一つの手段にされている面があるのではないかというふうにも思います。それであってはいけない。午前中

の同僚議員の一般質問がありました。図書館それ自体として本当に立派なものをつくっていく必要があるし、また市民もそれを望んでいるということ、まず申し上げておきたいと思います。

そこで、壇上で言いましたけれども、新しい図書館の改善点、30数億の金をつぎ込んでつくるわけですから、今の図書館より相当よくならなきゃいけないはずなんですが、その点ではどうなのかという点を具体的にお尋ねしたいと思います。時間もありませんので、総務部長のお話を聞いていますと、何だかよくわかりません。面積がどうなるのか、何がどうなるのか、よくわかりませんので、私は話をわかりやすくするために、図書館の命と申しますか、図書館の規模は貸し出し図書の冊数を軸に決められる。要するに、図書館の命というのは、このオープン書架、これがどういうふうに整えられているかということにあると言っても過言ではない。これは図書館計画施設研究所というところの所長をやっておられる菅原峻さんという、これ図書館問題の専門家だそうですが、私どもが考えても、やっぱり図書館において一番の中心、命はオープン書架のあり方だ。またその規模だと思えます。

この人はこういうふうに書いています。「図書館に来て、本があると感じ、自分の求めるものに出会えるのは、4万から5万冊のオープン書架が必要であろう」と、こういうふうに出ておられるところです。

そこで、現図書館のオープン書架の冊数、あるいはそのスペース、それと新しい図書館の予定されているスペース、これはどのぐらいになるのか。さらには、またそれと付随して、午前中でもありましたが、子ども図書のスペース、あるいは参考室のスペース、これはどのぐらいになっているのか。現状と、これから基本設計をやるということですが、その基本的な考え方、ここがはっきりしないと、市民は納得しませんよ。これが従来どおりであったら、あるいは従来より後退するようなことがあったら、何のためにあれだけの大きな金かけて、あそこへ図書館を移すんだということになりますから、せめて少しはよくなる、あるいは大幅によくなるという考え方がないと納得しないと思いますが、その辺についての御答弁をお願いします。

それともう一つ、ついでに、問題はやっぱり大都市の駅前図書館とは事情が全く違います。やはり防府市民は大部分が車に乗って図書館にやってまいります。駐車場がどれだけ整備されているか、これが大きな問題です。この問題も非常に大きな問題です。現在、聞きますと、図書館独自のスペースは約30台弱。それから、上のソラールを合わせて100台ぐらいが活用されている。これはもちろん全部無料です。この辺が新しく移設される図書館ではどうなるのか。この2つについて、明確な御答弁をお願いします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 3点あったと思いますが、機能としてどういうを目指すのかということですが、読書好きな方から新しい図書館を目指しまして、子育てとか料理とか園芸とか、いわゆる暮らしの知恵とか、仕事の情報のための情報収集とか、日常生活をサポートする施設への変換を図っていくと。ですから、いわゆるIT等も活用したもの、新しいメディアの活用等も目指していきたいと思います。

開架の書庫の面積云々については、これから具体的な設計に入っていきますが、基本的なスタンスといたしまして、さきの特別委員会でもいわゆる補助金適正化法の関係で機能は大きくしますというふうに申し上げておるとおもいます。ですから、開架図書にいたしましても、機能は拡充するという方向性でまいりたいと思っております。

それから、駐車場でございますが、これは昨年来から特別委員会等で御報告申し上げておりますが、先に設立されました防府地域振興株式会社が取得する市街地再開発ビルの駐車場として220台という規模でこれまで御説明等をさせていただいているかなと思えます。それらについて、商業、あるいは公共とお互いが利用していきましようという基本的な考えとなっております。

以上です。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） まず、駐車場の問題です。220台というのは、全体ですよ。商業ゾーンと公共公益施設と住宅部分と。そのうちのぐらゐが図書館に利用できるのか。そしてそれは有料なのか、無料なのか。これは大事な問題です。これをはっきり答えてください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） まず施設計画でどのくらいということですが、これまで構想計画でお示ししましたように、220台という根拠につきましては、いわゆる大規模店舗法の駐車台数をクリアするために86台、あるいは5,000平方メートルのいわゆる公共施設に対する防府市の附置義務条例が80台、あるいは住宅部分で53戸を計画しているということで、合わせて53台。トータルとして219台ですよ。

これについては、これまでも御説明申し上げておりますように、防府地域振興株式会社が管理運営をすることとなりますというふうに申し上げております。したがって、その地域振興株式会社と商業、あるいは公共との関係になりますので、これから先、公共、あるいは商業にお見えになる方については、これは仮の案でございますけれども、無料駐車券を商業がお出しになるとか、あるいは公共も1時間ないし2時間の無料券が出るとか、

これは商業、あるいは公共の負担する方向性について、これから鋭意検討していくということになるかなと存じます。

以上です。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 時間がありませんので、最後にいたしますが、今の御答弁聞いても、肝心かなめの駐車場の問題は漠然としていますね。無料券の発行等も含めて、あるいは駐車スペースの確保も含めて、これから検討だという点で、現在ソラールを含めて100台は無料で止められる、現在の図書館より駐車面でよくなるという見通しは今の御答弁を聞いても、余り抱くことができません。

それから、図書館そのものの機能、開架、オープン書架のスペースも大きくするということでありますけれども、何せ全体のスペースが図書館独自では2,350平米しかない。現在のあの狭いと言われる図書館でも3,000平米弱あるんですよ。ここにいろいろその他の市民支援活動の施設がいっぱい並んでいて、それを共用すればいいと、こういうふうになっていきますけれども、例えばここに書いてあるどこを共用するのかということですが、図書館独自にこれを使えるような感じはしませんね。例えば児童遊戯室、託児室、相談室、ベビールーム、市民活動、ロッカールーム、市民活動支援、いろいろ書いてあります。展示スペース等。いずれにしても、これらを全部共用、あるいは図書館で使ったにしても、現在の3,000平米の図書館より少なくなるんではなかろうかという感触しか持てません。

総じて、結論としてこれだけの巨額な血税を使って、今の図書館よりよくなる見通しが余りないではないか。強いて言えば、街なかにあるということで、利便性や新しい形のいろんな市民活動の中での新しい図書館ができるという点では、それはある意味で評価できるかもしれません。しかし、これについても異論があるのは午前中の同僚議員の一般質問でもありましたとおり、もっと静かなところでやるべきじゃないかという意見も根強くあるわけですから、総じて今の図書館よりよくなるという見通しは、今の御説明では持つことはできない。そういう点で、私、これは再考をされる必要があるんじゃないか。

最後にあえて申しますと、これもそれも、やはり初めに公共施設を入れるということだけが決まって、ビルの建設が始まった。何をつくるかがわからないで、それが始まったというところから、最初のボタンのかけ違いという表現をさせていただきますけれども、そういうところから始まったところに根源があるということを指摘しておいて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（中司 実君） 以上で、16番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後 3時44分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年6月20日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 山 下 和 明

防府市議会議員 河 杉 憲 二